
令和元年第3回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

令和元年9月9日(月)

1. 議事日程第3号

令和元年9月9日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1 番	横山弘康	2 番	衛藤和敏
3 番	河島公司	4 番	細井良則
5 番	松下善法	6 番	小幡幸範
7 番	松本真由美	8 番	大野元秀
9 番	宿利忠明	10 番	河野博文
11 番	秦時雄	12 番	高田修治
13 番	藤本勝美	14 番	石井龍文

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 村木賢二

議事庶務班主幹 山本恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 宿利政和
総務課長 石井信彦
企画商工観光課長 衛藤正

教育長 秋吉徹成
政策法務課長 繁田良一
基地対策室長 清原洋一

税 務 課 長	秋 好 英 信	福祉保健課長兼 子育て世代 包括支援センター 設立準備室長	西 村 正 明
住 民 課 長	藤 原 八 栄	建設水道課長	穴 井 智 志
建設水道課 水道室長	長 柄 義 正	農 林 課 長	藤 林 民 也
人権確立・ 部落差別解消 推進課長	瀧 石 裕 一	会計管理者兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳
教育総務課長兼 学校給食センター所長	横 山 芳 嗣	学校教育課長	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	長 尾 孝 宏	社 会 教 育 課 参 事	吉 野 弥也子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 邊 克 之	監 査 委 員 長 事 務 局 長	時 枝 弘 法
総務課長補佐兼 行政班主幹	神 田 裕 一		

午前10時00分開議

○議 長（石井龍文君） おはようございます。

議会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明、言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますよう御協力をお願いします。

報道関係者取材のため、写真撮影などについての申し入れがありましたので、これを許可しています。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

その前に、議員及び執行部について、きょうちょっと暑いようになりますので、上着は自由に脱いでもいいですので、お願いします。

日程第1 一般質問

○議長（石井龍文君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は10名です。よって、本日9日に5名、あす10日に5名の2日間で行います。

会議の進行に御協力をお願いいたします。

最初の質問者は、5番松下善法君。

○5番（松下善法君） おはようございます。5番松下善法です。

8月末から九州北部豪雨により甚大な被害が出ております。昨夜も関東のほうでは台風の影響で被害が出ております。特に、近いところでは、佐賀県では死者が3名、住宅浸水は約2,500棟ということでございます。亡くなられた方々、被害に遭われた方々に対しまして衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

さて、今回一番くじが当たりまして、若い者らしく1番での一般質問の機会をいただきました。議長の許可をいただきまして、通告に従い一問一答形式でお願いいたします。

さて、平成26年4月1日に5%だった消費税が8%になり、令和元年10月1日には、消費税導入当初から見れば倍の10%になるわけです。現状の日本経済の厳しい財政状況の中、急速な少子高齢化の進展に伴い増加をしております社会保障費関係経費の財源を安定的に確保するためには、予定されている消費税・地方消費税、消費税率の引き上げは避けられないものであるというありさまの報道等の言葉を聞きますが、消費税が上がるたびに実質賃金は低下し、年間の家計消費も相当に減少することを繰り返しております。実質賃金が低いデフレ状況下での増税は、内需が縮小し税収が悪化して、かえって財政再建できず、国民の貧困化がさらに加速し、国自体が衰退していくのではないかと 우려されております。

そのようなことを踏まえまして、10月より消費税が増税されますが、玖珠町の財政的な影響と対策について見解を伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） おはようございます。

玖珠町財政への影響ということでございますが、当初予算編成段階におきまして、10月1日からの消費税増税については、所要額を見込んだ予算編成となっているところでございます。

歳出面で増税の影響を受けますのは、物件費、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び補助費等の繰出金の一部でございまして、影響額は約6,000万円というふうに試算をしております。歳入面では、増税に備えまして、6月議会で玖珠町使用料条例や玖珠町道路占用料徴収条例など、関係条例につきまして一部改正については実施をしてきたところでございますが、影響額につきましてはさほどございません。わずかでございます。

また、増税に伴いまして、地方消費税は現行の税率1.7%から2.2%に引き上げられる、改正されるわけでございますが、玖珠町に交付されます地方消費税交付金としての影響は、当然のことながら、令和2年度からということになってございます。また、この影響額につきましては、県のほうで、今

現在、試算をしているというふうに聞いております。

消費税増税に対する対策といたしましては、備品購入や消耗品購入、それから工事請負費等につきまして、可能な限り増税前までに事務を完了するよう、課長会などを通じまして指示をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） なかなかみてみなければわかりということが多いと思います。ぜひとも先に先に予想しながら、対策のほうをお願いしたいところでございます。

2012年8月、時の野田政権が、自民党、公明党合意の上で、今後の消費税は全額社会保障のために利用されることを決定したわけですが、現在では内容配分が変更され、後代への負担のつけ回しの軽減について2.8兆円、少子化対策（人づくり改革）1.7兆円、社会保障の充実1.1兆円となっております。その中の少子高齢化対策（人づくり革命）について伺います。

人づくり革命とは、主に教育を中心とした政策の総称で、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高校の授業料実質無料化、保育士・介護人材の処遇改善、大学改革、リカレント教育、高齢者雇用促進となっております。その中で、今回初めてお聞きいたしますのは、幼児教育の無償化です。

幼児教育の無償化は、認可保育所や幼稚園に通う3歳から5歳児と低所得者（住民税非課税世帯）のゼロ歳から2歳の保育料が対象で、原則無料になります。加えて、ベビーホテルやベビーシッターなど認可外の施設も、一定条件をクリアすれば月額最大3.7万円の補助を受けることができるという施策です。

都会のほうでは、無償化による待機児童の増加の懸念などがあるようですが、玖珠町では、幼児教育・保育の無償化による保護者への広報活動や手続の説明、また、認定こども園などの施設に対する指導や説明会を開くなど、行き届いておりますでしょうか。それらのことを含めまして、幼児教育・幼児保育無償化による問題点をお伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） おはようございます。

それでは、質問にお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化による問題点についてでございますが、手続の説明につきましては、8月に認定こども園等への説明会を開始し、無償化の概要について説明したところでございます。保護者への説明は、近日中にチラシを郵送し、申請書は各施設から配布していただくことと予定しております。

問題点につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、働きやすくなるため、こども園等の入園希望者が多くなることが考えられます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 8月中にこども園等には説明をしていただいたと。保護者には9月中ですかね、今月。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 早い時期に。

○5番（松下善法君） はい。ということですね。

郵送で送ってということだと思うんですが、なかなか保護者の方でも手続の仕方がわからないと。かなりいろんなところに、町報とか、そういうふうに郵送していただいているんですが、ちょっとわかりにくい部分があるようでございますので、親切に説明のほうをしていただけたと思います。

そして、今の質問の中で特に気にかかることですが、3歳以上は無償であるのに、ゼロ歳から2歳については低所得者（住民税非課税世帯）の方のみ無償ということになっております。これについては多少疑問が残るわけでございます。

核家族で両親共働きというのは現在ではスタンダードな現状でございます。本来なら、子供がある程度まで育つまでに親はずっと見守っていたいと思うのは誰しも親の思うところでございます。残念ながら、国の方針としては、兼業してでも皆働けと、経済を回せという、そのような世の中でございます。その中で、せめて安心して子供を預けて働きたいものでございます。

あくまで予測にすぎませんが、医療費の無償化や給食費無償化のように、地方自治体が独自に行っている制度のように、ゼロ歳から2歳については各自治体の裁量で行うことになってくるのではないかと思います。童話の里玖珠町として、少子高齢化の世の中で、未来を担う子供たちにお金をかけるというのは必然だと思いますし、ほかの自治体が行ってしまう前にいち早く、消費税導入の10月とは言いませぬけれども、本年度中とは言いませぬけれども、来年度にはゼロ歳から2歳児の保育料無償化というのを考えられないのか、もしくは、既に前向きな考え、対策を持っているのか伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） お答えいたします。

3歳以上は無償であるのに、ゼロ、2歳については低所得者のみ無償化について疑問であるということについてでございますが、ゼロ歳から2歳の保育料の軽減につきましては、大分県が実施していますにこにこ保育支援事業等を活用し、本町においても保育料の軽減を行いたいと考えています。

以上です。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） ありがとうございます。

よく言われるんですよ。ほかの地域の方、特に九重町とか、九重町のほうがいい政策をしているとか、子供に優しいとか、よく言われるんですが、玖珠町はかなりいい政策をしていると思うんですよ。後で出てきますけれども、高校とか、中学、小学校、幼児に対してもいい政策をしていると思うんですが、何せちょっと宣伝が足りないんじゃないかな。せっかくいいことをしているんで、このに

ここに事業のほうを活用して、ゼロ歳児から2歳のほうにも無償化というか、援助していただくということでございますので、そういう分は大きく宣伝していただいて、玖珠町、よくやっているなというふうに宣伝をしていただけるとありがたいなと思います。

こういうことは、本当にほかの自治体が行う前にしていくというのがいいと思います。特に自慢するわけじゃないんですけれども、最初にやったほうがインパクトがあるので、ぜひとも早急に、ほかの自治体ができる前に動いていただけるということで、ありがたいと思います。

そして、幼児教育・保育の無償化により、これまで経済的な事情で保育園や幼稚園に通えなかった子供たちの施設を利用することができるようになり、子育て世代にとって経済的負担の軽減は非常にメリットがあると思われます。しかしながら、地方のほとんどのこども園等が保育士確保に大変苦労されております。国も、認定こども園の拡充など、保育・幼児教育の場の改善を目指しているところです。不足する保育士を確保するために、自治体が一時金などの助成を行ったり、保育士の子供を優先的に保育園に入園させるなど、さまざまな対策をしながら、保育士の方々の確保を知恵を絞りながら行っています。

そこで、無償化により今後さらに深刻化すると思われる保育士不足に対して、まちとしてどのように対応するのか、これまでの取り組みもあわせてお伺いをいたします。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 保育士不足に対して、町はどのように考えているのか、どのような対策があるのかについてでございますが、町内の認定こども園でも、全国的な状況と同じく保育士不足により新規児童の受け入れに影響が出始めています。雇用問題につきましては、これまで積極的なかかわりはありませんでしたが、県の保育士、保育所支援センターよりの保育士の紹介や情報提供、各園との協議等を行い、保育士確保について支援していきたいと考えています。

以上です。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） ぜひとも前向きな対応を考えていただけたらと思います。

特に、保育士さんもそうですけれども、今から質問をさせていただきます介護の世界も本当に人手不足と言われております。少子高齢化対策（人づくり改革）、少子高齢化というと、子供ばかりが対象かと思うんですけれども、この中には高齢者福祉やいろいろ入っておるわけでございます。特に、介護人材の処遇改善について聞いていきたいと思います。

昨年度の時点で、総人口における高齢者の比率が28.1%と、過去最高を記録しております。このままのペースでいくと、2025年には30%、さらに2040年には35%を超えてくると予想されております。そんな中、介護業界では人材不足の状態が続いております。仕事の内容の厳しさや賃金の低さが原因になっているようです。国としても、そのような現状を鑑み、処遇改善手当ができたことはわかりませんが、それでも人材の確保ができていないのにはほかにも理由があるのではないかと思います。

町内の事業所が、今回、特定処遇加算の申請を8月末までに行っていると思います。どれだけの事業所が申請を行っているのか伺います。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） お答えいたします。

本年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。本加算の創設について国が示した基本的な考え方は、介護職員の確保、定着につなげていくため、現行加算に加え特定加算を創設することとし、柔軟な運用を認めることになりました。

本加算に関する届け出は、大分県の指定を受けている特別養護老人ホームなどの施設サービスを提供している事業者やヘルパーやデイサービスを提供している居宅サービス提供事業者は、大分県に届け出ることとなっています。本町の指定を受けているグループホームなどの地域密着型サービス事業者や平成27年度に創設された介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを提供する事業者は、玖珠町に届け出ることになっています。

介護サービス事業所を運営する町内の法人に加算に関する聞き取り調査を行ったところ、大分県への届け出を行った法人は2カ所、玖珠町に届け出を行った法人はありませんでした。届け出をしない理由に、給与条件等の処遇改善の整備ができていないためとの回答がありました。一方で、今後、環境が整い次第、届け出を予定している法人もありました。

以上です。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 今の答弁の最後のほうのくだりでありますけれども、特定処遇加算の届け出のほうをやはり見合わせている事業所があるということです。本来ならば、10月からどこの事業所も上げればいいんですけれども、上げてしまうと、いろいろなやっぱりふぐあいが出るということで、多分見合わせているんだと思います。

というのは、町というか、町に言っても仕方ないところなんですけれども、やはりこの特定処遇改善手当をいただく条件が厳しい。実際は、ニュース、マスメディアなどでは、介護職1人8万円上げますと言っているんですが、これは本当に実際8万円もらう方というのは本当にごくわずかですね。条件も厳しいんでございます。これがまた手当なものですから、基本給が上がるわけではないので、ですから、若い者がきついし、もうばからしいと、福祉はしたくないというふうになるわけだと思うんですよ。

特に、今から玖珠町もそうですけれども、地方は高齢化の波が押し寄せまして、見てくれる人がいないと、幾らベッドがあっても、今度、事業者自体が運営できないと、人手不足で。それを早目に考えておかないと、それは各事業所のことだから各事業所が頑張ればいいじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、それは必然的に何年か後に自分たちに返ってくると、行政にまた影響を及ぼすというふうなことを考えながらぜひとも動いていただきたいと。

複雑でありまして、特定処遇改善加算は、要介護の方は県のほうに届け出をして、総合事業とか介

護予防の方は、保険者である九重町とか玖珠町とかに申請をするというふうになっているようでございます。こういうところも、何か手続が複雑でありますし、条件も大変ということをもうちょっとシンプルにさせていただいて、これ、町に言うことではないと思うんですが、介護職の方を雇う事業者にも優しい施策をしていただきたいと思いますというわけでございます。

すみません、ちょっと話がそれましたけれども、この処遇改善加算ですが、以前も私、質問したことがあります。あくまで手当として介護職の方々に配られるわけで、基本給が、先ほど言いましたように、上がるわけではございません。今回も、あたかも介護職の皆さん一人一人が8万円ずつ給料が上がるかのようなふれ込みをしております。実際はそのような額をいただける方はおりません。

厚生労働省の試算は厳しい現状を突きつけております。2025年時点での介護人材の需要見込みは253万人、一方で、介護人材の供給は215万人で、38万人足りないわけでございます。短期的に好転することは到底考えられません。行政からすれば、介護の現場の人は少ないと、そういうふうにここで言われても、それは各事業所の問題で行政は関係ないと、面倒は見切れないと言うかもしれませんけれども、その弊害は必ず返ってくると思います。

先を見ている自治体が既に動いております。例えば神奈川県のカ崎市では、カ崎市福祉人材バンクを設置し、人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援、それぞれの対策を打ち出し、実行に移しています。手おくれになる前に玖珠町にも動いていただきたいという思いを込めまして、介護人材不足の問題について、そして、処遇改善の部分についての対策の考えを伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 介護人材不足に対しての町の考え、対策についてでございますが、国内における介護人材を取り巻く現状は、松下議員の言われるとおりでございます。本町でも15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口の減少や高齢化などから、介護人材の確保には各事業所が苦慮されているのではないかと考えられます。事業所への聞き取りを行った中にも、ハローワークや事業所のホームページでも募集を出しているが、なかなか応募がないなどの声があります。

国では、先ほどの介護職員の処遇改善策や介護職の魅力向上に関する取り組み等を行っており、大分県でも介護未経験者に対する入門者研修を行っております。玖珠町では、日田市、九重町と合同で高校3年生向けの企業説明会を実施しており、参加していただいた町内の介護サービス事業所もあります。また、玖珠美山高校からの依頼により、職場説明等を行っている事業所もあると伺っています。

今後も、国や県から発出された情報の提供や県と連携した取り組みを行っていくとともに、町内の事業所とも協議の場を設け、対策を検討したいと考えています。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 本日に、今、課長の答弁があったように、県とまちと事業所と連絡を密にさせていただいて、協力体制をとっていただいて、介護だけじゃないんですけれども、人材不足に対して

フォローしていただけるとありがたいなと思います。

次に、軽減税率の導入によって減っていった税収の穴埋めに、インボイス制度の導入で2,480億円、小規模事業者、フリーランスの方々からいただくわけでございます。このインボイス制度は、税務署長に登録を受けた事業者が交付する請求書でないと消費税の仕入税額控除が受けられないというものでございます。

消費税は、事業者が売り上げたときに消費税を受け取り、仕入れのときには消費税を支払います。その差額が消費税の納税額になります。このインボイス制度の導入後は、登録を受けていない業者から仕入れた場合、仕入れ額控除が認められなくなるため、その分の消費税を控除することができなくなります。

軽減税率の実施から4年間の準備期間が設けられるとともに、導入から6年間、免税事業者からの仕入れにかかわる税額控除の経過措置が設けられるとも聞いておりますが、現状では、あくまで全て予定ではあります。しかし、予定どおりにインボイス制度が断行されれば、フリーランスや小規模事業者、また玖珠町の道の駅とかいろんなところで野菜を売っている小規模の方とか、そういう方々も非常に厳しい時代がやってくるんじゃないかなと思います。

時既に遅しとならないように、事前の対策や援助が必要になるかと思います。そのような点を含めまして、あくまで予定ではございますが、玖珠町としての見解を伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） おはようございます。

インボイス制度についてお答えいたします。

今、議員さんが言われましたとおり、軽減税率の導入に伴い、令和5年、2023年10月より開始される予定となっております。この制度の導入によって、適格請求書発行事業者として税務署への登録が必要となり、課税事業者しかねないことから、これまで免税事業者であった小規模事業者や道の駅などに出荷する直販出品者などからの仕入れが敬遠されるなど、不利になることが予測されます。

ただし、この制度につきましては、国においても現在影響を検証中であることから、制度そのものが確定していない状況のため、今後も国・県の動向に注視しながら、関係機関と情報共有に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） インボイス制度の導入については、今の御答弁のとおり、あくまで予定というか、これからというところで、対策はまだまだだということでもありますけれども、玖珠町のフリーランスや小規模事業者、また、そういうふうで道の駅等で野菜等々いろいろ売られている方々に対して、急になるとやはりパニックになると思います。そして、本当に小規模事業者の方で、このままインボイス制度が始まれば商売をやめてしまうと、廃業するという方々が出てくるのではないかと、そういう方は少なくないと思いますので、ぜひともそういう方々が安心して今後も働ける対策を考えて

いただきたいですし、そういう制度に対して、なるべく早くそういう方々にお伝えをできる状況を確保していただきたいなと思うばかりでございます。

そして、また、これ話が変わりますけれども、次に、玖珠郡唯一の高校であります美山高校について質問をさせていただきたいと思います。

少子化問題は日本全国の課題であり、我が玖珠町においても一番の課題といっても過言ではございません。出生率が減少している現代では、高校受験の時期になると、各高校は生徒の取り合いであります。現状、郡内の生徒が美山高校に進学する率は50%を切っております。ましてや高校進学時に外に出ていった子供たちが玖珠町に帰ってくる確率はさらに少なくなります。幾ら郷土愛があっても、高校卒業後、専門学校、大学卒業後に雇用条件のよいところを目指していくのは当然のことでございます。その結果、若い方々が流出していき、地元の活力が衰えていくわけです。

生徒が地域とともに学び、地域を盛り上げる活動をしたり、進学や就職で地元を離れても、いずれは地元、玖珠町に帰ってきたいと思うような地域を愛する心を育む。地域において高校が担う役割というのは非常に大きなものであり、地域の実情を踏まえた新しい時代の高校のあり方について、学校や地域の声も十分踏まえた上で考えていく必要があると思います。

この点について、少子化の現状を含めた現在の高校のあり方、美山高校のあり方について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

平成27年4月に玖珠郡唯一の高校、大分県立玖珠美山高校が誕生し、本年5年目を迎えました。しかしながら、定員割れの状態が続いており、本年度は、定員140名に対し84名の入学生でございます。今後定員割れが継続すると、美山高校の存続問題が大分県教育委員会で協議される可能性も否定できません。

地元の中学生にとって美山高校が魅力的になるよう、まちも、県立学校ではございますが、玖珠美山高校と協力していかなければならないと考えています。本年度、部活指導補助金として、6月補正予算で議会の承認を得ましたが、野球部への経験豊富な外部コーチ招聘、ホッケー部への外国人指導等に利活用できています。ことし開校したくす星翔中学校に部活動としてホッケー部を設立しました。これは、玖珠町がホッケーのまちということはもちろんですが、中学、高校6年間ホッケーが続けられるよう、玖珠美山高校への進学を視野に入れた側面もございます。

また、本町が運営しています玖珠志学塾の代表が本年度から玖珠美山高校の学校運営協議会委員として参画しており、学校、塾との連携も図れ、学校の指導と塾の指導が一体的になっており、生徒の学力向上も期待できるところでございます。さらに、3年部の教員と塾が進路指導についても協議する体制もでき、きめ細やかな進路指導に資しています。

玖珠から高校がなくなることは、生徒の教育を受ける権利や保護者の経済的負担の面も含め、防がなければなりません。玖珠の高校へ通学するメリット、通学時間の軽減による部活動や受験勉強時間

の確保、保護者の経済的負担の軽減等をアピールしながら、基本である玖珠美山高校が魅力あるものとなるよう、学校、九重町と協力してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 私たちは、玖珠郡唯一の高校であります美山高校を今後も守っていかなければなりません。できることならば、せめて現状を維持していきたいわけでございます。先ほどの課長の答弁のように、クラスを減らされたり分校化されたりとなれば、さらに玖珠町に残る若者が少なくなるわけでございます。それだけは絶対に避けなければなりません。森高校と玖珠高校が合併する前から高校の魅力化を話してきたかと思いますが、具体的なテーマが見えないまま、現状の美山高校に、今に至ったように思うわけでございます。

私もPTA活動を行っておりますので、美山高校の生徒たちが、私どもの若いころに比べて、本当に一生懸命、純粋に、勉強に部活動に非常に頑張っていることを知っております。ありがたいことに、まちの援助によります公営塾ができてから大学の進学率は飛躍的に伸びております。実績としてはすばらしいものがあります。これも高校のほうでも宣伝していこうと、いいことは言っていこうと、褒め合っていこうと、校門のところに大きな看板をつくりまして、就職率、進学率を皆さんに見えていただけるように、知っていただけるようにアピールをしております。

まちのほうも、町報等を利用して宣伝していただいておりますけれども、やっぱり町外の子供にアピール、ああ、玖珠町すごいなと、美山高校すごいなと、まちがお金を出して塾をして無料で受けられると。町外の子はできないというのがあるんですけれども、そのところもちょっといろいろ見直しをしながら、本当にいい学校に、教育の面というか、勉強の部分では実績としてはすばらしいものが、結果が出ております。地域産業科の子供たちも数々の賞をいただいております、本当によい学校になりつつあります。

生徒の数をこれ以上減らさない、ふやしていくことは最重要課題でございます。先ほども言いましたけれども、郡内の子供が少ないのであれば、逆に郡外から子供を呼び込むことも必要でございます。1学年が100名ぐらいしか、玖珠町だけでも、今いない状況でございます。それを考えますと、半分来ても50名ということでございますので、それ、どんどん減っていくわけでございますので、クラス、生徒数を減らさないためには郡外の方を連れてくるという施策が必要かなと思っております。

そういうことも含めまして、玖珠町として、今後の美山高校に対するビジョンについてお伺いしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） 存続のため、平成26年7月に玖珠・九重両町による玖珠郡高等学校支援協議会を設立し、玖珠美山高校の魅力が高まるよう、平成27年度から3カ年、毎年1,000万円の助成を行ってまいりました。進学に対する支援、就職に対する支援、部活動に対する支援、その他の支援の4つの支援に分かれて事業を実施してまいりました。

3年経過後の昨年7月に協議会を開催し、3年間の助成については一定の成果を認めたものの、玖珠美山高校の高校生の増加には至らず、一旦解散いたしました。協議会は解散しましたが、その後は、両町で個別に助成を行い、本町からホームステイの助成として3名、九重町が2名、合わせて5名分を助成し、アメリカ合衆国ワシントン州オークハーバーへ24日間派遣したところでございます。

また、魅力づくりの一環として、進学に強い美山高校を目指し、玖珠志学塾を本町が支援していますが、本年度は、志学塾で3年間学んだ生徒が初めて卒業しました。国公立大学20名以上、難関大学合格を目標としていましたが、本年度は、国公立大学合格23名、難関大学、九州大学合格など、一定の成果が見られました。現在は、玖珠志学塾運営協議会の中で、特に中学校との連携が必要との意見が多く、玖珠美山高校、玖珠志学塾と教育委員会の3者で、くす星翔中学校、ここのえ緑陽中学校3年生へ、学校と塾のアピールを本年度2回行ったところでございます。塾につきましては、契約が本年度までとなっていますので、1月の臨時議会で町長が表明しましたように、3カ年の延長について、今後、協議を行いたいと考えているところでございます。

また、9月2日に玖珠郡高等学校振興協議会を立ち上げ、両町で玖珠美山高校存続に向け取り組みを行っています。森高校同窓会からは、ホームステイ参加者への自己負担金への助成として1人5万円を支援いただくなど、行政だけの問題ではなく、地域を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 平成27年から玖珠・九重の両町ですずっと1,000万円の援助をいただいております、一応評価をして、その会が解散したけれどもその後も援助しているよと。3年間でやめてしまうというのはちょっと時期尚早というか、ちょっと早いというか、一番最初に言うたように、玖珠郡唯一の高校でありますので、玖珠・九重で、両町でやっぱりずっと継続的に支えていくというのが筋じゃないかなと思うんですよね。

確かに小学校、中学校と違いまして、大分県立ではございますけれども、これで美山高校がなくなったら、朝のああいう通学風景、確かに交通の面では子供たちが横断歩道を渡ったりとかというときに危ないとかという声も聞こえてきますけれども、子供たちが朝通る風景がなくなったら、玖珠町はさらに閑散とした状況になるんじゃないかなと思うわけです。

どういう評価でそうなったか知りませんが、話では、課長の言いましたように、進学率も上がっている、スポーツの面でも頑張っている、何でこれで結果が出ていないという評価になったかなというのが僕は非常に不満でありますし、おかしいなと思うわけです。それが3年で終わってしまったというのは、ますますはてなマークが頭に浮かぶわけでございます。

ホームステイとかそういった部分で、旧森高の同窓会もそういうふうで援助をいただいていると。非常にありがたいことですよ。行政じゃなくて、同窓会までがそういうふうに関心を持って美山高校に対してエールを送って応援してくれている、心強いことだと思うわけです。

なので、今後、本当に美山高校のことを考えるのであれば、大分県立ではございますが、玖珠郡唯

一の高校を残すためには、公営塾もそうですし、部活動等の援助等、そういう部分は残していただかないと、途中でやめてしまうと、それを目指してきた子供が、行ったはいいけれども塾がないと、部活動も援助してくれないというふうになった場合に、これは裏切る行為になるわけですね。ですので、ぜひとも今後とも両町あわせて、また新しい会もできましたということで、玖珠・九重でぜひとも協力をして、美山高校をバックアップしていただきたいと思うわけでございます。

そして、最後の質問でございますが、これはちょっとお願いになるわけですが、高校や公営塾周りの防犯灯についてでございます。

皆様御存じのとおり、高校生となれば、部活動の終わる時間も大変遅うございます。一応19時ぐらいとなっておりますけれども、子供たちも終わった後にちょっとおしゃべりをしたり、いろいろしながら帰ったり、あと、公営塾においては22時までは学習を多分していると思うんですよね、22時ごろまでは。それから帰宅するわけでございます。大変遅い時間でございまして、真っ暗でございます。大事な生徒たちを守るために防犯灯の数をふやすことが必要ではないかと思えます。特に、あちらの商工会側のほうも暗いですし、公営塾の周りも大変暗うございます。

大分県立ではございますけれども、美山高校の周りや学校から公営塾に行く道路は非常に、以前も事故があったり危険な場所ではないかなと、水路があったりとか、そういう転落の事故も起きているところでございます。危険な場所でもございます、そこが暗いと。何か起こる前に、よくあるのは、何か起こってから柵をつくったり、防犯灯をつくったりするわけでございます。そうならない前に防犯灯をつけると。場所によっては、地区の方々に電気料の負担が増すとかという問題があると思えます。これは何度も言いますが、大分県立なので町が校庭内に防犯灯とかけられないと。だから、もしつけるならば、校外のぎりぎりのところに、町が学校の敷地内でないところで暗いところにつけるというふうな対応を早急にしていきたいと考えます。その点について見解を伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 私も御質問をたたくしまして、周辺を見てまいりましたが、特に校舎と塾の間に照明が不足しているのではないかというふうに感じましたので、まずは高校の敷地と塾の間に照明の設置が可能かどうか、関係機関と協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） すみません、ちょっと難癖をつけるような話をしたかと思えますけれども、早く検討していただくということで、そのまま検討じゃなくて実施していただけるというふうにとりましたので、ぜひともお願いいたしたいと思えます。

今後、公営塾や部活動、先ほどおっしゃってました海外研修など、まちからの協力、援助は本当にありがたいことだと思いますし、そういう部分を、いいことをしているんですから、さっきの子供さんに対しても何してもそうですけれども、この公営塾、海外研修、美山高校に対してもたくさんの協力をしていただいております。こういうことをもっとアピールしていくというのも一つかなと思

ます。

しかしながら、今後、玖珠町を守っていく子供たちに対する援助は惜しみなく行っていただきたい。子供たち全員が玖珠町に残るとは、ちょっと全てが残るとは思いませんけれども、まちや地域の方々の思いを感じて、地元愛を持ち、玖珠町に戻って支えてくれる子供たちがいるということを願ひまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 5番松下善法君の質問を終わります。

次の質問者は、3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 議席番号3番河島公司です。

ことしの夏は、例年と比べ梅雨がおくれ、明けたら猛暑が続く、気候の変動に何か異常な事態を感じる夏でした。温暖化等、それから水害、災害には細心の配慮を払う必要があります。

今回も一般質問の機会をいただきましたので、大変ありがとうございます。よろしくお願いします。

最初に、私は6月議会の一般質問をさせていただいた答弁の中から、その後の進展についてお伺いしたいと思います。

まず、観光振興について、各施設を横につないでいくなどの工夫をしながら、多種多様な受け入れ態勢を構築していきたいと言われましたが、その後の進展がありますか。あわせて、農業生産者や玖珠美山高校の生徒等との協議の場を進めておられますか。それから、役場内部の文化施設の担当部署と観光振興の部署の協議は持たれていますか。

以上についてお伺いします。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 前回質問あった点の観光振興についてお答えさせていただきます。

受け入れ態勢の進展、また各種団体との協議は進められているかとの御質問に対してですが、6月議会で回答いたしました玖珠町観光協会、玖珠町商工会、JA、各地区コミュニティ運営協議会などで構成されます玖珠町観光連携協議会を昨年度設立し、玖珠町の観光振興に向けて協議を行っています。その中で、観光客の滞在時間を延ばし、町内を回遊していただく取り組みとして、今年度は、小学校低学年以下の子供がいるファミリーをターゲットにし、スタンプラリーを8月1日から9月30日までの期間で現在実施しております。また、この内容は、本企画に参加している町内の店舗や施設で遊ぶ、食べる、買う、見るの4種類のいずれかのミッションを達成することでスタンプを集めてもらい、玖珠町を回遊していただく取り組みとしております。

また、観光振興面での農業生産者との直接的な協議の場は、まだできておりません。

また、玖珠美山高校の生徒たちとは、7月25日に観光振興を含めましたまちづくりについて、「とことん！玖珠町」—くす魅力発見トーク—で「みんなで創る くすまちの未来」をテーマとしたワークショップを開催してきたところであります。そのほか、文化施設を生かした観光施策として、平成29年4月に認定されました日本遺産やばけい遊覧があり、社会教育課と企画商工観光課を中心に取り組みを行っております。

また、議員が言われました食や1日、半日の観光コースづくりを行うべきとの御指摘をいただいた件でございますが、玖珠町内の食を生かしたコースづくりを行っております。その中で、今月9月17、18日に伐株山、豊後森機関庫などをめぐる半日コースを旅行代理店や雑誌編集者の方々にモニターとして参加いただき、課題や御意見をいただきながらコースづくりを行い、福岡県の旅行代理店等に提案していきたいと考えています。また、文化施設等を見るだけでなく、玖珠町ならではの体験ができないかも同時に行い、商品開発ができないかと考えているところであります。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） 大変いいと思います。農業生産者との協議がまだできていないということがありますので、そこはお願いしたいと思います。

次に、運動公園の活用についてです。

合宿誘致やまちの特産品販売や食事、宿泊等の取り組みで進展はありますか。それから、関係団体の協議は進んでおられますか、伺います。

○議 長（石井龍文君） 長尾社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（長尾孝宏君） 御質問にお答えいたします。

6月の議会では、町の総合運動公園などを活用したまちづくりの取り組みとして、スポーツ合宿の誘致などについて貴重な御提案をいただきましたので、早速7月に、大学の駅伝チームのスポーツ合宿の誘致で実績のあります佐賀県の鹿島市に、先進地の事例を調査するため視察に行っていました。

鹿島市では、平成23年に同市が開催する鹿島祐徳ロードレースに、関東学生陸上競技連盟に所属の大学から初めて招待選手としての参加がありまして、その際に、同連盟の関係者が市の運動公園を視察して、陸上競技場とクロスカントリーのコースが隣接していることに注目して駅伝チームの合宿誘致を示唆されたことをきっかけに、誘致が始まったというふうに伺いました。また、その誘致活動については、箱根駅伝に出場する強豪大学の駅伝チームに対象を絞り込んでおりまして、対象となる大学が多く出場する駅伝大会などに直接職員が出向いて、監督への誘致活動を行っているということでした。そういった誘致活動で招聘した団体の受け入れについては、スポーツ合宿誘致事業交付金という制度を設けまして、条件はあるんですが、100万円を上限に、宿泊費と交通費の2分の1を補助金として支給をしております。

平成30年度の実績としては、市が招聘した青山学院大学を初めとした箱根駅伝出場の7大学、計158名が46日間合宿をしております。受け入れに当たりましては、鹿島市体育協会を中心としたスポーツ合宿誘致実行委員会を組織して、合宿の期間中のさまざまな対応をおもてなしの心で取り組んでいるということをお伺いしました。

そういった鹿島市の事例やその他の事例を見てみますと、スポーツ合宿の誘致に当たっては、まず、

合宿の練習環境の要望に応えられるか、それと、合宿期間の受け入れが可能な宿泊施設や、特に人気のあります温泉施設等があるか、またそういった食事が提供できる施設があるかなどの十分な検討が必要だと思います。また、鹿島市のように、宿泊費や旅費に対する補助金の制度を設けることによって遠方からでも合宿に来やすくすることや、受け入れの組織化というふうについても、町として誘致を打ち出すとすれば検討が必要と思われます。

次に、当町におけるスポーツ合宿の現状についてということなのですが、主体的な誘致をしておりませんので、基本的には実態の把握はできておりません。ただし、資料を探しましたところ、平成29年度の実績ではありますが、大分県が実施したスポーツ合宿の受け入れに関する宿泊施設の資料がございまして、これによりますと、町内の4つの宿泊施設に延べ18団体、延べ人数で409名が宿泊をしていると。種目別でいきますと、ホッケーが7団体の202名と、全体の約半分ですね。ほかにはバスケットボールが4団体66、野球が3団体61、ソフトボールが3団体49人などとなっております。

そのほかに、陸上競技場では、実業団の駅伝のチームの練習での利用もしばしば見られるところがありますが、これは九重町の観光協会が事務局として売り出しています夏合宿の企画でございまして、涼しい飯田高原でクロスカントリーやロードのトレーニングを行って、玖珠町の陸上競技場でトラックを使ったインターバルトレーニング等を行っている。残念ながら、活動の拠点となる合宿先については、九重町の宿泊施設を使っているという形になっております。29年度の夏の実績で、これらが83団体で5,600人余りを受け入れているということでもありますので、大きな経済効果が出ているものと思われます。

いずれにしても、スポーツ合宿につきましては、その実態やニーズの把握を進めるとともに、受け入れ態勢の検討について今ままでできておりません。関係団体や関係課との協議を行った上で進めていく必要があるなというふうに考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 大変すばらしい研修ができています。鹿島市、すばらしいですね。ぜひ、玖珠町に結びつくような形になると望ましいと思います。

最後に言われたように、町内のスポーツ団体に理解を求めて、理解してもらわんと、なかなか受け入れるほうの態勢が整いませんで、その辺の話は早いほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、その関連で、東京オリンピックが1年後にありますけれども、ここホッケーの有数の施設を持っているんですけれども、それについては大会前の事前合宿等で働きかけとかはあるんですか。

○議長（石井龍文君） 長尾社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（長尾孝宏君） 東京オリンピックの事前キャンプの誘致につきましては、公式には5年前、平成26年度に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会から応募要項というのが示されまして、各市町村に説明を

されたわけなんです、当町としましては、これまで積極的な誘致活動は行ってきておりません。

このような中で、パキスタンのホッケーのチームが事前キャンプ地として受け入れが可能かというお話が、実はありました。国際規格のグラウンドということで、議員さんも御案内のとおりなんですが、それよりもまちづくりの中でもホッケー競技を振興してきたという経過もございますので、検討を進めてきたわけなんです、後日、残念ながら、同国のオリンピック予選での敗退が決定いたしました、具体化はいたしませんでした。

それと、つい先日にも、同じくパキスタンのその他の競技、これは陸上とか水泳、空手、射撃、テコンドーなどの個人種目になるかと思うんですが、受け入れについての打診がありましたんですけれども、当町にはそれらの種目の事前キャンプの基準に合うような施設がないということで、お断りした経緯がございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） わかりました。これについては、地元の負担がかなり要求されることがあると思って、よっぽど条件がそろわないとできないと思うんで、いい話ならぜひ受けてほしいと思いますけれども、よろしくお願いします。

次に、健康ウォーク事業での健康意識の向上が見られていますが、今年度末で終わりますので、今年度末の事業総括、それから検証の中で、私はぜひ医療費データの分析が必要と思いますが、これについて考えるということですが、どういう検討をいただいておりますか。よろしくお願いします。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） お答えいたします。

本事業の総登録者数は、新規登録締め切り日の平成30年3月31日現在で2,623人、引き続き参加している方は、本年8月末現在1,354人となっています。

健康ウォーク事務局としましては、最後の登録者の事業期間終了となる今月9月末日までの全登録者数の歩数データをもとに、国民健康保険医療費との相関関係を分析し、本年度中に結果を取りまとめる予定としているところであります。また、今後は、大分県の健康アプリ「おおいた歩得」や玖珠町への進出企業である株式会社ティーアンドエスが進めている携帯アプリによる医療費との相関関係の分析もできないか検討したいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） よろしくをお願いします。

これ、健康ウォークの事業、大変すばらしい事業だったと思うんで、これは絶対に効果が出ていると思うんで、その効果に期待していますので、ぜひいい結果を欲しいと思います。

以上で前回についての確認は終わりたいと思います。

次に、自治区の組織運営の現状について質問します。

町内全域を駆け回りながら地域を守るために頑張る人たちの姿を見たり、聞いたり、自分が想定していた以上に自治区の運営が大変だなと感じております。

町内全域で大変なのはどこも同じですけれども、特に過疎化、少子高齢化の進んだ地区は大変であります。高齢者の単身世帯が多い、お世話できる人が限られる、今までにできていた共同作業に人手がなくてできない、それが現状で、皆さんもそれは感じていると思います。それは数字としてもあらわれておりました。本年4月1日現在の住民基本台帳では、高齢者世帯は、全世帯数6,525世帯のうち単独世帯、高齢者夫婦世帯が2,325世帯で35.63%を占めておられました。また、10戸以下の自治区が、全自治区278自治区のうち112自治区あり、実に40.28%を占めております。このことが要因であることは紛れもない現実で、これからの自治区の組織運営をどうしていくかが問われているものと思います。

そこで、1つは、自治委員さんの負担の問題です。やる人が限られるので大変ですが、限られていても、やはりまだまだ地域のために頑張ると心意気を持った地域のリーダーがいて成り立っております。そこで、まちで支援できることは何かですけれども、自治委員の負担の軽減のため、自治委員の仕事の見直し、それから会議の持ち方の見直しは最低必要だと考えますが、それについて伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 自治委員は、現在、議員さんの言われましたように、278自治区あります。それぞれ地区ごとに1名、毎年町長が委嘱を行っており、まちから自治委員に対するお願い事項は、玖珠町自治委員設置及び自治区活動活性化条例に定められておりますが、これまでも自治委員からは、自治委員文書の量が多い、会議が多過ぎるなどの意見をいただいているところであります。

自治委員は、条例に定められたまちからの業務以外にも、役場内の各課や各地区コミュニティー、社会福祉協議会などからの業務や、また、地域の中においてもたくさんの役割を担っています。そのため、これまでも役場内において、自治委員に対し充て職での業務依頼は極力行わないように周知しているところであります。

今後においても、自治委員代表者協議会などを通じまして、町民に配布する書類の見直しや効率的な会議日程の持ち方などを検討し、自治委員の負担軽減に努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 私も、現在自治委員をやってみて、仕事で大変だと思うことは、まち、それからそれぞれの地区からの会議等があつて連絡事項があります。その会議報告をどれだけ自治区の人におろせるかが自治委員の一番大きな仕事になると思いますので、それをするまでにはやっぱりある程度まとめて回覧しなければならないので大変だと私は一つ思います。

それから社協、それから自衛隊協力会、それから日赤の会費の徴収、これは頑張ってやりますけれども、やっぱり大変です。それから地区自治委員会、それから地区自治コミュニティーの役員業務と

いうことで、これは必然的にその役員になりますので、それもやっぱり大変だと感じております。

それから、会議の持ち方については、仕事と重なっている方が、私は仕事をやめていまして通常の時間があいていますが、平日の勤務の時間内の仕事を休んでというのはやっぱり大変じゃないかと思っております。

以上が報告です。

1つは、まちが進めている自治区合併の状況についてどうなっているか。進まないなら、どこに課題があるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 自治区の再編につきましては、玖珠町自治区合併統合推進交付金制度を活用しながら再編を進めてきていますが、これまでは中山田自治区、伏原自治区、中通自治区の3自治区が合併・統合されたのみとなっております。

さらに、平成29年度から4地区の自治会館で自治委員さんを対象に、自治区の世帯数や高齢化率などの現状を踏まえ、自治区再編について御意見をいただくために、望ましい自治区のあり方についての検討会を開催してきました。とりわけ、昨年度は八幡地区で、本年度は北山田地区を重点地区としております。

この検討会の中で出た意見としまして、将来を考えると再編は必要だろう、また、当面は現状でよい、今後地域で考える、福祉や介護等とあわせて考えるべき、役場が考える再編は無理など、自治区の枠組みが大きく変わる再編よりも、現状のままを望む意見が多く出されました。また、再編により自分の自治区の名称がなくなったり、変わってしまうことに抵抗を感じている声もありました。

このことから、ほとんどの自治区で世帯数の減少や共同作業ができないなどの課題を感じているものの、単純に近隣の自治区で合併すれば諸課題が解決できるというものでもありませんので、行政からの一方的な再編提案ではなく、機能別に連携するなど、課題解決の仕組みづくりを明確にしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） わかりました。

それから、もう一つです。地域の生活基盤である生活道路の管理の作業支援対策は必要だと考えますが、これはどういうお考えでしょうか。

○議長（石井龍文君） 穴井建設水道課長。

○建設水道課長（穴井智志君） お答えいたします。

町道における管理の作業支援対策といたしましては、3つの事業があります。1つは、町道の草刈り活動を行う自治区等に対しまして、側面的な支援といたしまして、手数料を支給しております。年間約110万円の予算を計上しており、毎年40ほどの自治区や団体等が活用しております。

2つ目は、地元奉仕作業により町道の維持管理を行っている自治区への重機の提供、重機はバック

ホーやダンプ、タイヤショベル等であります。その車両借り上げ料を負担しております。これは、例年10件ほどの自治区等により要請があっております。

3つ目は、自治区等が施工する道路整備に対しまして、舗装や側溝等の整備に必要な原材料を支給するものであり、舗装材料や側溝ぶたを支給しております。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） わかりました。今後ともよろしくお願いします。

この自治区の組織運営のことで、課題を整理しながら、2つの現象に私、注目したんですけれども、1つは世帯数の変移です。本年の4月1日現在の住基世帯総数は6,525戸、国勢調査は、昭和40年が5,651戸、昭和50年が5,896戸、昭和60年が6,250戸、平成7年が6,140戸、平成17年が6,327戸、それから平成27年が5,988戸となっており、人口は急激に減少していますが、世帯数はふえていることになるんですか。伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 世帯数ですが、玖珠町の世帯数につきましては、微増、微減がありながら一定程度を維持しているところですが、平成28年度以降は世帯数も毎年減少してきています。傾向としては、核家族化が進み、玖珠地区では世帯数がふえているような状況にあります。

以上です。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 住基と、それから国勢調査の関係で、数値的なものがちょっと違いがあるんだと思います。それでわかりました。

平成28年を境に若干減少してきているようなんですけれども、いずれにせよ人口の急激な減少に比べ、変動は少ないようです。これは何かと考えると、世帯分離だと考えます。特に、周辺地域から中心地域に若者夫婦が出てきているものとも考えられます。これがいいとか悪いとかじゃありません、それは問えませんけれども。自治区にお世話できる世代がいなかったことが影響を与えていることは想定できると思います。

それからもう一つ、総世帯数6,525戸のうち、自治区加入世帯数が4,749戸で、何と1,776戸の未加入世帯があることです。割合で27%にもなります。このことは、地区コミュニティー活動に若者の参加が少ないとか、それから自治区のお世話をする人がいないとか、地域防災の観点からも大きな影響を及ぼしております。このことは、特にまち部のほうに多く見られます。これらについて見解を伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） ただいま議員さんの言われましたように、近年、核家族化による生活様式の変化や、ひとり暮らしや共働き世帯の増加などによって地域のつながりが希薄化し、自治会への加入が減っている現状があります。アパートや一戸建ての転入者に対して自治会活動の重要性

等を伝える機会が少ないと思われますので、お互いに自治会活動の重要性を理解してもらうための取り組みについて、コミュニティ運営協議会や自治委員代表者会議で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） そのとおりで、何とか自治区に加入していただくことに最善の努力をすることがこれからの自治活動に最も重要だと考えますので、なお一層の対策をお願いしたいと思います。

自治区の運営については以上です。

次に、今や1人1台の車社会の時代になっています。町民の安心・安全につながる交通対策について質問します。

今、全国的に問題となっているあおり運転、それから高齢運転者の交通事故について多くの町民も不安を感じていると思います。その対策をどう考えていくのか、まちでも大きな課題だと考えます。

まず、あおり運転についてです。

近年、頻繁にあおり運転をめぐる報道がなされております。8月に全国的に話題になったのが、茨城県の常磐道であおり運転を繰り返し、傷害事件が発生しました。本当に非人道的な行為に憤りを感じ、腹立たしい気持ちを持った町民も多くいると思います。被害者の気持ちを思うと、本当にいたたまれません。これは他人事ではありません。いつ自分が、いつ町民が被害者になるかわかりません。

また、つい先日、よそごとではない事態が、ここ玖珠町で発生しました。あおり運転の事例として全国報道されております。事が発生したのは8月7日の午後9時ごろ、塚脇交差点から寺山歩道橋を過ぎたところで、まさに玖珠警察署のすぐ手前で起こっております。軽自動車を運転していた運転者が後続を走るトラックを相手に蛇行運転をしてあおり、停車後に手に棒を持って詰め寄り、身を感じた運転者がドライブレコーダーをつけていることと警察に手配することを伝え、その場を立ち去ったというものでありました。ここまで身近に起きている事柄を真摯に受けとめるときだと感じております。

町民誰もがなぜこのようなことをするのか理解できようがありません。本当にこのような人物に遭遇したくはありません。しかしながら、何らかのあおり運転に遭遇した経験を持つ人は9割とも言われております。

そこで、町民はこれからどう対処していくのかが問われます。私の知るところでは、出会ったときの対処法として、ドアロックをしてドアを絶対に開けない、すぐに警察に電話する、ドライブレコーダーを装着する、動画映像で証拠を残す、車に撮影中のシールを張っておく等が有効と言われていますが、特に、ドライブレコーダーの設置は警察が乗っているようなものというぐらいの効果があるとされています。このドライブレコーダーの設置率は13%ぐらいで、営業の分を除きますと、一般車の設置率は1割以下だと言われております。

あおり運転から身を守るためには、あおられないための運転術もあろうかと思います。クラクションを鳴らさない、追い越しをかけない、追い越し車線を走らない、車の車間距離をとる等の自主防衛

運転の心がけも確かに大事なのかと思いますが、何かこういうものを考えると、受け身的な対応だけでなく、あおり運転の加害者に対する積極的な対応として、あおり運転者は免許剥奪、一生涯運転免許の取得禁止等の法整備等も必要な時期なのかもしれません。

最近の報道で、自民党はあおり運転罪の法整備も前向きに検討しているようであります。これから国の対応が問われますが、町としてもその働きかけは必要だと考えます。あおり運転について、町長、どう思われますか。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 出番をつくっていただきまして、ありがとうございます。

あおりについてどう思うかということでございますが、これはもう絶対に、あおり運転、許される問題ではありませんで、個人の感情的な言動に頼るというものでもありませんし、先ほど議員がおっしゃいましたように、自主的な防衛策、そしてまた、機材を取りつける等々のいろんな物理的な防衛策等もあろうかと思うんですが、罰則の強化とか、また取り締まり、それから摘発については、これは警察当局で今検討をされているということでございます。

我々としてできることは、こういったことがないように、また、巻き込まれないようにとか、先ほど議員がおっしゃったような自主的な対応策、防衛については啓発活動を、これをしっかりやっていく必要があろうかと思しますので、まちとしては交通安全推進協議会という組織がございますので、各交通安全協会の分会長さん等々も含めて、警察当局とも相談しながら、こういった方法が一番そういった啓発についての効果的なものかということも含めて相談しながら、こういった啓発活動は積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議 長（石井龍文君） 3 番河島公司君。

○3 番（河島公司君） 町長の言われるとおりであります。

そこで、まちのできる対応について一緒に考えてみたいんですけれども、まず一つは、玖珠警察署と連携を図る。町民誰もが不安を抱いているあおり運転について、町民向けの講習会、それから安全教室等の機会を持ってもらいたい。まち全体でも地区ごとでも構いませんので、ぜひこういう取り組みをしてもらいたいと思います。

それから、一つは、ドライブレコーダーについてです。設置を奨励する意味から、国も何らかの助成制度を考えるとと思いますが、まちで助成することはできないのか。

それから、一つは、法整備に対して、ぜひ県にもそういう動きはあると思いますけれども、近隣市町等とも一緒に国・県への働きかけをしてもらいたいと思います。

以上3点について、考えを伺います。

○議 長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） あおり運転の現状につきましては、先ほど議員が申されているとおりだというふうに認識をしております。

当町で起きましたあおり運転につきましても玖珠警察署のほうにお話を聞きましたが、あおり運転

につきましては、当然交通違反であるため、悪質、危険な運転の取り締まり対応ということで、今後
もまた強化を続けていくということでございます。また、運転免許の更新時の講習等におきまして、
安全指導を行うなどの対策を玖珠警察署としても考えているということでした。

また、一般の町民向けのあおり運転に対する講習会、安全教室等の機会についてということござ
いますが、玖珠警察署、交通安全協会と連携をとりながら、交通安全会議等、とりわけ交通安全推進
協議会で議題として取り上げまして、交通安全推進大会で町民へ周知できるように行ってまいりたい
というふうに考えております。

次に、ドライブレコーダーの設置の助成についてということでございますが、助成を行っている自
治体、全国的には、調べた限り二、三の自治体が行っているようでございます。ただし、予算に上限
を設けて実施しているようでございまして、ちなみに玖珠町内には1万1,000台を超える登録車両が
あるということから、全ての車両に補助を行うことはちょっと大変困難かなというふうに考えている
ところでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） わかりますけれども、これは警察の対応ということで玖珠警察署に頼るん
ではなくて、町にも町民の安全を守るために交通の係がありますので、そこも一緒に連携を図りながら、
ぜひやってほしいと思います。

次に、高齢者の交通事故と運転免許の返納について質問しますので、これについては、後で交通対
策の立場からと、それから高齢者福祉の立場から、両面からお答えをいただきたいと思います。

高齢化の進展で社会問題化している高齢ドライバーによる交通事故の現状を調べてみますと、年齢
層別の交通事故の件数のデータですけれども、圧倒的にトップは10代、次に20代ということで、若者
が続きます。次に80代以上、それから70代と続きます。高齢者よりも若者のほうが事故を起こす、起
こしやすいという結論です。おかしいなと思ひまして、高齢者のほうが事故は多く報道されているの
にという感覚がありました。これについてですけれども、そこにはやっぱり理由があると思います。
事故件数ではなくて死亡事故件数からいくと、80歳以上がトップです。75歳以上の高齢運転者は、75
歳未満の運転者と比較をして約2倍以上の死亡事故が発生をしております。これは大々的に報道され
ているのが大抵痛ましい事故ですから、高齢者が運転する事故が比較的多いという感覚があるものと
考えられます。

高齢ドライバーが事故を起こす理由、原因として、操作ミスによる事故が多く、そのうちブレーキ
とアクセルの踏み違い事故が圧倒的に多いことは、死亡事故が多いことにつながっています。高齢ド
ライバーが全て危ないわけではありません。もちろん個人差はあります。データから推測すれば、75
歳を超えると要注意、80歳を超えると危険と判断していいような気がします。今後、後期高齢ドライ
バーはどんどんふえていくわけで、何らかの対策をしなければならないのは間違いありません。

日常でも危ないと思うような高齢ドライバーを見かけることも少なくありません。その対策は、運

転能力のきちんとしたチェックや安全技術の進化、高齢者の移動手段を助けるタクシー補助券、それから公共交通の整備等であります。高齢ドライバーは、身体機能の衰えを自覚して、意識してカバーすることが大事で、周辺視力とか動体視力、それから反応時間も低下していきます。そこは自覚して、衰えをカバーするように心がけることが何より大切だと思います。

また、最近注目されている自動ブレーキ、サポカーですね、や、ペダルを踏み違いによる誤発進防止機能、サポカーSといった先進安全装備を搭載した車も話題となっておりますが、すぐに対応したくても、経費も大きくなかなか対応できないのも現実であります。

次に、高齢ドライバーの運転免許返納について考えてみました。

公共交通機関が発達した都会ならともかく、地方に住んでいるお年寄りにとって、車は生活に欠かせない足です。買い物に行くにも、それから病院に行くにも、何をするにも車がなくてはならない高齢者はたくさんいます。そんな状況の中、果たして高齢者から運転免許を取り上げるのが本当によいのか疑問に思っております。また、高齢社会の中で最も大切なことは、健康のため外に出歩くことや、生きがいを創るためにいろんな行事に参加したり好きなことに挑戦したり、そんな場を奪うことにもつながる懸念をしております。

そこで、運転免許の返納はどう考えればよいのでしょうか。事故を起こすことは加害者にもなり、命を落とすことにもつながります。いつの時期か判断するときに誰も来ます。運転に自信がなくなったり、家族から運転が心配と言われるときにまさに私はそのときかなと思います。勇気を出して自主返納も考えるときかもしれません。それにはやっぱり家族の協力やまちの支援が必要となります。

そういう交通対策の立場からと高齢者福祉の立場、両面から高齢者の交通事故と高齢ドライバーの運転免許返納についてどう考えるか、伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 玖珠警察署管内におきまして、高齢のドライバー、65歳以上でございますが、交通事故件数は、平成29年で21件、平成30年で30件となっております、9件の増加が見られております。近年、交通事故件数が減少する中、全体としては減少しておりますが、高齢運転者が加害者となる事故の割合が高くなっているという現象も、やはり一部では多いかなというふうに感じております。

このような現状を踏まえまして、県、警察、関係団体と連携いたしまして、高齢運転者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進めることによりまして、高齢運転者の交通事故防止を図るために、運転免許自主返納支援補助金を今年度から取り組んでいております。対象者は、住民基本台帳に記載されている方で、本町の満70歳以上となった日以降に運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けられた方が対象というふうになっております。

支援内容といたしましては、運転経歴証明書交付手数料1,100円、この分の助成ということになっております。また、県内の登録されたサポート加盟店に証明を提示することで、割引などの優遇措置を受けられるといったような内容になっております。8月の広報におきましてお知らせをしております。

すが、今後も周知を行って、利用を進めていただくように周知をしていきたいというふうに考えております。

玖珠警察署管内での玖珠町の運転免許証自主返納者の数につきましては、平成29年に104件、そのうち70歳以上につきましては94件となっております。平成30年につきましては82件で、うち70歳以上は79件というふうになっております。令和元年につきましては、ことし4月、東京池袋での事故を受けまして、高齢者の自主返納者数が増加傾向にあるというようなことを聞いておるところでございます。

公民館や玖珠町社協のいきいき交通安全教室等を県と共催で毎年開催しておりますが、その教室におきましても、引き続きお話をさせていただくなど、玖珠警察署、交通安全協会と連携をとりながら、安全運転の呼びかけを今後とも続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） それでは、福祉保健の立場からお答えいたします。

運転免許証の返納につきましては、年齢にかかわらず、最終的にはみずからの意思、判断にて行うものだと考えております。

返納することによる影響でございますが、買い物、通院、趣味、用事等々が不便になり、社会参加の機会が損なわれ、新たな交通弱者となるおそれが懸念されております。高齢者になるにつれ、足腰が弱くなり、また瞬時の判断力も衰えてきますので、いつまでも健康でいられるように、いきいきサロン、週一体操、老人クラブ活動などへの積極的な参加や総合健診の受診率向上などを通じて、安全運転に寄与できればと考えております。また、玖珠町の状況を知り、必要に応じた施策の検討も必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） いずれにしても、いろんな周知をするときに、優しく周知をしてほしいと思いますので、ぜひそういう機会もたくさん持ってほしいと思います。よろしくお願いします。

これ、おとといの新聞であつたんですけども、大分合同の記事で、日田市の対策がここに出ていました。日田市の高齢者の事故防止の取り組みとして、運転支援装置の補助へという記事が出ておりました。アクセルとブレーキの踏み違いによる交通事故を減らそうと、安全運転支援装置を車に取りつける費用を補助しようとするもので、関連予算で4日開会の市議会に提出して、可決されれば、県内では日出町に続き2例目になるそうであります。補助の対象は、65歳以上の市民で、2万2,000円を上限とし、半額を支援するとなっております。全体の3割を占める高齢ドライバーの運転支援装置の補助を、県内で先駆けて玖珠町が取り組んではどうかとの提案をしたつもりでしたが、先を越されております。ぜひ検討をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 議員がおっしゃられた補助につきましては、ことしに入りまして、玖珠警察署のほうからも他の自治体でこういった動きが出ているという情報提供を受けておりまして、今後、玖珠町においても十分検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） すみません、以上で交通対策については終わります。

最後の質問に入ります。

10月からの消費税増税・軽減税率導入についてです。

消費税増税には多くの消費者が反対だと思います。私も同じです。政府広報で、こんなにも大きく、何回もこの1ページを利用して報道をされております。これによると、「＋2％は、もっとひとりひとりのために。」と紹介をされております。どうして今、消費税率引き上げが必要なんですかという説明には、高齢者の安心と若者の希望を確かにするみんなの社会保障にするためですとあります。具体的にどう使われるのですかという質問には、引き上げ分は全ての世代を対象とする社会保障のために使われますということを書いております。これはこれで間違いないですよ。そうだと思います。

問題は次です。家計や景気への影響は大丈夫かということで、家計と景気、両方の視点から対策を行いますということで出ております。ここで、家計の負担を減らすために飲料食品等の消費税を8％に据え置きますということです。これが軽減税率です。飲食料品（お酒、外食を除く）、それから新聞の定期購読が対象です。まだまだ区分不明なもので判別しにくいものがたくさんあり、消費者や事業者を混乱させることは間違いありません。また、2つの税率になることで、事業者にとってはレジの取りかえ、帳簿の莫大な整理が必要になるんです。

こんな軽減税率導入は、家計の負担を減らすこととごまかしの後づけの政策と私は考えます。町民にも多くの混乱を招くことは必至ですが、どう考えますか。町長でいいですか。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長、自席で。

○町 長（宿利政和君） すみません、2回目からは自席でお答えをさせていただきたいと思います。

今、議員おっしゃったように、社会保障制度等に充当するというのが初期の目的で、この消費税率8から10に引き上げられるということの制度でございまして、ただ、おっしゃるように、食料品、飲料品が8％なのか10％なのか、また店内で召し上がる場合は8％で持ち帰る場合は10％というように、非常にポイント還元の制度等も決めて……

〔「逆です」と呼ぶ者あり〕

○町 長（宿利政和君） 逆ですか、ごめんなさい。今言ったように、私も混乱しているように、非常にわかりづらい制度であって、多くの混乱を招くんだろうと。テレビ等でもそういった報道がされているところでございます。

国の決めた制度でございしますが、いろんなケースが考えられますし、もう煩わしいので8％のまま

いって、10%を適用しないという方も出てくるというようなことも聞いておりますので、私どもまちとしては何ができるかと言えば、商工会等々と連携しながら、そういった声とか実態とか、そういったものを把握していく作業をしていき、また、全国的な流れも見ながらどういった行動がとれるかも考えていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、非常に混乱を招くものだということは、皆さん御認識のとおりだというふうに思っております。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） これ、7月31日に発刊された商工玖珠であります。これに、事業者向けに消費税が変わりますよということと軽減税率がとれますということが書いています。これにあわせて、本当はこれに加えてキャッシュレス導入も始まりますから、本当に事業主は大変だろうと思います。私はそう感じます。

それから、次に、レジ・システム補助金を使いたくても使えない状況が生じています。8月になっても、これは8月24日の新聞ですけれども、これも1面を通じて、ここに、この機会に今こそお店の業務効率化をということで、レジ・システム補助金が使えますということで紹介を何回もされています。これを見てびっくりしたんですけれども、8月になっても連日そういうのがあるんですけれども、この機会にレジ・システムを取りかえに補助金がありますよと大々的に宣伝していますけれども、これは、標準税率と軽減税率の2つの税率が生じるために、税率ごとに合計計算が記載されたレシートの保存が必要になるために、それに合ったレジの取りかえを要するものです。これ、事業者は大変だと思います。機種によって価格の違いはありますけれども、4分の3の補助を受けられます。

ここまではいいのですけれども、問題があります。それは、今まさに申請を案内しているときに、この案内を見て申請をしようとしたときに、申請期限が9月30日までにレジの購入、改修を終え、支払いを完了したものが対象となっていますということになっています。問題は、今申し込みしても、レジそのものがない。それから、設置してもシステム改修が間に合わないということが生じます。このことを皆さん御存じでしょうか。本当に問題ですよ。

これが、最低でも機器の設置のシステム改修が可能な期間延長は必要と私は考えましたと思っていたら、つい先日、申請したものについては11月いっぱいまで期間延長すると変更されました。まさに後追いの対応が如実に出ています。本当にこういうことが起こっていることが非常に問題であります。

もっと不安なことがあるんです。それは、4年後、先ほど松下議員も言われましたけれども、令和5年10月1日、適格請求書等保存方式、これがいわゆるインボイスの制度で、導入が行われることを御存じでしょうか。

○議長（石井龍文君） 残り時間4分です。

○3番（河島公司君） はい。

このインボイス制度は、軽減税率導入以上に、小規模事業者ひいては農産物生産者にも大きな影響をもたらすことになります。インボイス制度とは、課税事業者が発行する請求書等の保存を仕入税額

控除の要件とする制度であります。これまで、免税業者による益税問題を基本的に解決するための問題だと思います。免税業者は取って納めないという、これが問題だということなんだと思います。

わかりやすく説明すると、インボイス制度では登録番号が必要となります。課税業者の皆さんは登録が可能ですが、免税業者の人は登録することができません。よって、仕入税額控除ができなくなるということになります。免税業者とは1,000万円以下の事業者であり、玖珠町には500以上の事業者のうち多くの免税事業者があると考えられます。玖珠町の事業件数は幾らかちょっと問いたかったんですけども、もういいです。

免税業者からの仕入れを認められないため、取り引きから外される可能性が大きくなります。1,000万円以下の個人事業主や零細企業にとっては死活問題となるおそれがあります。これまで、まちづくりで、童話の里夏まつり、機関庫まつり、それから祇園大祭と、いつも商工会の皆さんが御活躍いただいております。小売店や飲食業者等多くの事業者に変な負担となることが考えられます。そんな事態とならないような配慮が欲しいと望んでおります。インボイス制度に危機感を感じますが、本当に、これ、どう思われますか。

あわせて、次の2点についても心配しております。

道の駅の影響が心配です。販売されている商品は、農業生産者の野菜や加工品、玖珠の食品加工品等です。どう考えても1,000万円以上の納入者は少ないと思いますが、駅が負担することも難しいと思いますが、これも問題です。それから、JA良心市も同じことが考えられます。こういう影響は出てくると思いますので、こういうことを頭に入れておいてほしいと思います。

いずれにせよ、今回の軽減税率はインボイス制度につながるものであり、小さいながらも頑張っている町民に影響を及ぼす可能性があり、今からしっかりと目を向けていく必要があります。政府の後づけ対策がこれからも発表されると思いますし、しなければ弱者は救済できません。町民はまだ知らないだけで、恐ろしい事態です。ぜひ、まちとしての生き残りをかけて一緒にこれから注視していきたいと思います。そのことについてお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

午後1時から再開します。

午前11時49分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（石井龍文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、10番河野博文君。

○10番（河野博文君） こんにちは。10番河野博文です。

最近、本当に気象の変化、厳しい変化によりまして台風等の発生、この前は佐賀のほう、そしてま

た、きのう、きょうは関東のほうで多くの被害が出ております。本当に被害に遭われた皆さん方にお見舞いを申し上げますとともに、おかげさまで玖珠は余り大きな被害がなかったのよかったですかなというふうに思っております。今後とも、町長初め皆さんと一緒にこの辺は行政のほうに頑張ってこういう被害がないような形に持っていきたいなというふうに思っております。

きょうは、議長のお許しをいただきまして、一問一答方式でいきたいと思います。

きょう、ちょっとうれしかったことがあって、朝のNHKのニュースを見ていましたら、九州版で絵本作家の原賀いずみさんが出ていらっしゃいました。そして、「ももたろうからのてがみ」という絵本のことで、そしてそれを見ていましたら、久留島武彦先生のことを紹介されたり、三島公園にある桃太郎像のお話、子供たちが支えてあげができたというようなお話を聞きまして、本当に朝からちょっとうれしい気がしました。

また、先日は、新聞等では全国の学力テストで大分県が非常によい、13番目か14番目と思うんですけども、全国的によくなった。その中でも、玖珠町が大分県の中でもトップレベルに来たということで、本当にいいお話があるんだ、やはりこういう関係者の皆さん方の御努力によりましてこういうことになったというのは本当に敬意を表しますし、これを今後のまちづくりに生かしていきたいなというふうに思っております。

きょうは5点ほど質問させてもらいますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1番目、防災無線・インターネットの活用についてでございます。

防災無線のデジタル化計画の進捗状況及び内容についてお伺いします。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） デジタル化計画の進捗状況についてお答えいたします。

現在、運用しております防災行政無線は平成11年度から稼働しておりまして、防災や気象に関する情報、平時には町の広報等に使用をしている無線局でございます。20年以上が経過したことから老朽化も著しくなっておりまして、また、アナログ方式の周波数の使用期限が令和4年、2022年の11月30日となっているところでございまして、したがって、デジタル方式への移行が必要となっている状況でございます。

デジタル方式の特徴といたしまして、双方向通信、それからデータ通信、複数チャンネル等の機能が追加をされまして、画像による災害情報の収集ですとか避難場所等との情報交換、また文字表示板によります防災行政情報の周知が可能になるというふうに考えられております。

今回整備いたします設備につきましては、同報系と移動系の2通りでございまして、まず同報系とは、役場に設置します親局から屋外拡声器や戸別受信機を通じまして防災行政情報を伝えるシステムというふうに考えております。また、移動系とは、消防団の車載型、携帯型の移動局と役場本部との間で通信を行うシステムということになっております。

現在の進捗状況といたしましては、今年度、既に実施設計を行う業者と契約を交わしておりまして、各種情報伝達システムとの比較検討を行い、抱える課題等の解消に向けて最適な防災行政無線を導入

できるように実施設計を行っているところでございます。令和2年度から4年度までの3カ年で本工事を実施するという予定にしております、この事業につきましては、防衛施設周辺民生安定施設助成事業にて整備を行っていくというふうにしております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 最近、防災無線のほうも割といろんな情報を流していただく、町民の方が知りたいことをまあま流されているんじゃないかな、直接防災とは関係なくしてもそういう情報が流れてくる、町民の希望であったと思うんですけども、本当にいいことじゃないかなと思っております。

今後、デジタル化が進む中で、やはりまだまだ町民の皆さんはいろんなイベントの広報とか訃報等、防災と区別した違う内容のものも情報を流してもらいたいとかいうような話も時々聞くんですよ。防災に関しては、防災無線だからこれは絶対守らなければならないことはあると思うんですけども、ただ、時間とかエリアを限って、その地域地域のものであればその地域内で流せるようなこと、全体じゃなくても一部の地域に周知するようなこととか、そういうような町民向けの時間帯をつくって情報を流す、そしてまた、きょうはこういうのを予定していましたができますとかできないとか、いろんなことを、ちょっと防災無線を使うんですけども、そのやり方を今後入れていかれないか、そういうような考えはないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 防災行政無線でございますけれども、現在、防災行政無線の設置及び管理に関する規則、それから玖珠町防災行政無線運用に関する規程に基づきまして、普通放送、緊急放送の大きく2つに分けて運用しているところでございます。

普通放送とは、朝と夕方の定時に放送しております、その内容は、玖珠町行政機関の事務、保健予防・衛生などの区分で定めた内容に基づいて放送をしておりますが、具体的には選挙でありましたり議会であったり、行事・イベント等の開催、健診等についてお知らせをしているところでございます。

これに対しまして、緊急放送は、当然のことながら緊急事態の発生時、それから起こり得るようなときに都度放送をしておりますが、主には台風や風水害、それから地震等におけます情報の周知、気象の通知、それから避難所等の情報等、ライフラインに関することをお知らせしているところでございます。

本来、電波法の第52条におきまして、免許状に記載された目的以外には使用してはならないという規定がございますが、玖珠町防災無線につきましては、この免許には防災行政用というふうに記載されているところでございます。しかしながら、防災行政も地方行政事務の一部であることから、一般行政事務に関する事項であれば利用しても差し支えないという解釈をもちまして、現在で普通放送を行っているという状況でございます。

多様化する住民の方のニーズに対しまして、防災行政無線は情報発信ツールの一つとしてさまざまな情報をお伝えしていますが、一方で、無線の放送時間、放送回数も年々増加しておりまして、昨年の放送回数は普通放送で500回を超えたという状況でございます。

普通放送に関しての住民の方から寄せられる意見といたしまして、放送が長過ぎる、子供さんが嫌がるとか、また、うるさいといった御意見もいただいているところございまして、また、こういったことから無線機のコンセントを抜いてしまっているというような苦情もかなりの件数をいただいているところでございます。

近年、気象観測衛星や観測データの分析が飛躍的に向上しまして、大雨や土砂災害に関する警報につきましては、より頻繁に局地的に発令されることが多くなりました。しかしながら、住民が情報になれまして、今度も大したことはないだろうというふうに思ってしまうことが一番怖いことございまして、防災無線の使用につきましては、今以上に慎重になることが必要だというふうに防災担当課といたしましては、今、考えているところでございます。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 今言われました中で、無線の免許を取るときにいろんな規定がある、決まりがあると言われておりますが、その中で、今回は新しくそういうのをデジタル化するという事で免許が新しく必要になると思うんです。そのときに、更新するときに、少しいろんな幅広いことをできるような申請の仕方、そういうことも考えられるんじゃないかな。もう決まったことばかり、先ほど町民の皆さんによっては本当に音がうるさいという方も話は聞いたことはあります。しかし、あの放送を本当にいろんなのを聞いて、やっぱり周知するのは一番いい方法だと思うんですよ。ただ、先ほど言われましたように、本当に災害が起こる危険なとき、そういうときの部分と一般的な町民に広報するようなことに関しての、先ほどちょっと言いましたように、時間帯を変えて、この時間帯は町民に関するいろんな行事とイベント等、先ほど昼休みがあったんですけれども、ある親御さんが町のほうから何歳何歳の健診のときの通知とかが全然わからない、そういうような話を聞きました。

そういうようなことを含めて、やはり町民の皆さん方もこの時間には何か聞いておくといろんなことがあるね、災害とは違う放送がこの時間帯にはあるよとかいうようなことを、できたら幅広く考えられて、何億もかけてつくるんだから有効に防災無線というのを活用できるような形に町として持って行ってほしいなと思うんですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答えをいたします。

令和4年ですか、方式の変更によって今の防災無線が使えなくなって、アナログ式がデジタル式に変わるということはもう皆さん御承知のとおりだと思います。今議員おっしゃいましたように、緊急性、この音が鳴ったときには何か非常時だ、何か対応しなければいけないんだというような、緊急性というか緊迫度というか、そういったものもしっかり認識をしていただくことが重要でありまして、一般的ないろんなお知らせ等がその中に入ってきますと、何を言っているのか、また何か言っている

んだらうということで、そういった判断の違いがあってははいけませんので、防災用と一般用とはしっかり使い分けが必要だと思っています。

しかしながら、今、現状におきますと、いろんな情報をお知らせするのも一つ重要なことだと思いますので、時間帯もそうでありますけれども、若干方法も整理しながら、緊急時に対応できる、一方で正しいいろんな情報をお知らせするというようなことができるものはやっていきたいと思いますので、それはちょっと整理をさせていただきたいと思います。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） ぜひ検討していただきたいなと思っております。

次に、ここに議会中継、町主催会議・イベント（公開可能に限る）等について何うとあります。

議会中継につきましては、これはもう私が言うまでもなく、これは議会が決めることであって、執行部のほうにじゃないんですけれども、こういうような部分のところを、やっぱり町民の方は活字になっているのじゃなくてやはり動画配信、もうすぐにわかる、リアルタイムにわかるようなネットを通じてのものもあると思うんですよ。そういうところも議会と一緒に活用を執行部のほうも考えられないか。

この中で、ネットが苦手な人もいるかもしれない。そういう人たちのために、役場にはあるんですけれども、各地区のコミュニティーとか主なところでモニターを設置してその様子が流れるような仕組みとか、いろんなことを、せつかく光通信もでき上がったことだし、何かできないかな。動画の配信みたいな感じやったら、ネットを通じてはそんなに費用もかかるもんじゃないんじゃないかなというふうに思っておりますが、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 議員おっしゃられますように、現在はインターネット社会で、情報交換や情報の公開につきましても、メールやホームページだけではなくて、ブログや電子掲示板、それからツイッターとかフェイスブック、LINEとか、さまざまなアプリケーションを使ったりいわゆるSNSが一般的に行われるようになってきております。例えば、安倍首相のフェイスブックでは、首相の活動が毎日のように更新をされておりますし、このような社会では、いかにしてページビューと言われる閲覧回数がふえるか、また、公開ページのフォロワーの数がふえるか、それがさまざまな意味を持っておりまして、世間の関心をどう引いていくかということ、好むと好まざるにかかわらずお互いに競争をしているようなそういった状況も一部ではあるのかなというふうに考えております。

このような状況につきましては、今後、ますます進んでいくというふうに考えておりまして、総務省の情報通信白書では、現在、若い世代、10代、20代でリアルタイムでテレビを見るというような時間よりもネット利用時間のほうが多くなっているという統計も出ているようでございます。

このような中、玖珠町では議員が先ほどおっしゃられたように、25年度、26年度に5億円を投じまして民間事業者による光回線の整備を行いまして、町内のあらゆる世帯にインターネット利用環境を提供することができるようにはなっております。現在では、多くの住民の方がスマートフォンとかパ

ソコンを通じまして自身のSNSにさまざまな行事やイベントなどの告知や参加した感想などを投稿して情報共有が行われております。

玖珠町におきましても、フェイスブックを使いましてイベント情報、それから災害時の避難所開設情報等を発信しておりますので、今後とも可能な限り迅速な情報発信を行える体制を構築して、また、動画等ということでございますが、また動画については肖像権とかさまざまな問題も一部ではあることも確かでございますので、そういったところの研究もしながら幅広くいろんなことが伝えていけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） もう今、何も隠すことはない、もういろんな情報を公開する時代になっておりますので、ぜひしていったほしいな、ほしいというより、我々も一緒にやっていきたいなというふうに考えています。ぜひお願いします。

次に、2番目の商工・観光活性化施策について、玖珠町中小企業・小規模事業者振興基本条例についてでございます。

この条例の会議の開催状況等について、構成メンバー、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 玖珠町中小企業・小規模事業者振興基本条例を平成30年4月に制定しまして、この条例第20条に基づく計画を策定するために玖珠町中小企業・小規模事業者振興計画策定会議が設置されました。策定会議は、条例制定のために玖珠町商工会を中心に結成していただいた準備組織の構成をもとに、商工会に加え、金融機関、自治委員代表者、行政の関係課、また学識経験者として大分県よろず支援拠点のチーフコーディネーターによる14名で構成されております。さらに、事業者それぞれ多くの声を反映させるために、業種別代表者、また金融機関、経営指導員、行政で構成した3つの作業部会を設けまして、実際3つは、商業部会、工業部会、サービス部会を下部組織として組織し、議論の幅を広げながら振興計画の策定を行ったところであります。

会議の内容につきましては、商工会、作業部会員による町内事業所の現状と課題の聞き取りを実施しまして、その結果をもとに作業部会で各部門別に課題点の整理、これからの目指す姿について議論を行いました。その結果を策定会議に報告し、審議を行いながら策定を進めてきたところであります。作業部会のほうは各部会ともそれぞれ5回、策定会議につきましては4回の会議を開催して計画をつくってきたところであります。

あと、取り組み状況ですが、実際いろんな役割で計画を進めていくんですが、今年度から策定された計画の評価、検証を行う玖珠町中小企業・小規模事業者振興計画推進会議を設置しまして、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を行っていくこととしております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 今出ました評価、検証ということでございますが、これまで5回と4回の作業部会と策定会議でされたということでございます。もうその回数重ねたら、ぼちぼちこういうような方向にことはやってみる、方向性というか、この後の従来のプレミアムつき商品券発行事業についてと一緒にやりますが、この事業を今年度取りやめたのは、この会議等が始まって、そしてまたその中で検討していくというような話だったと思うんですよ。この会議をやったり早くしないと、ことしの予算600万のプレミアム商品券の予算を落として、そして新しい計画を練って実行するというところでございますが、もうぼちぼち結論を出して進んでいかないと、時間のほうがどんどんたつだけで、会議をそれだけされたら何かいい案が出ているんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 実際に計画をつくってその具体的なものについては進めていくように、今後も協議していくんですが、実際に商工会を中心として本当に地元の消費対策等に関する意見等の場を持ちながら、現在、どのような形がいいかということで事業展開に向けた協議を進めている状況であります。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 実は、町のほうも行財政改革をするということで、皆さん方いろんな課で5%ぐらいのカットをできないかというような町長の方針を出されて指示が出ていると思うんですけれども、この商工関係のプレミアムについては、今のところ600万の全て今落としているところなんですよね。もしあれなら、5%カットしたところの分の予算で組んでも発行に向けてことしやってみる。ことし、先ほどの会議の中でどういう事業をやるかという結論が出ないなら今までであったことをやってみて、予算が最大5%カットされたいなら5%カットしたところの予算で、それに組み込むというようなことも考えられると思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 今年度の消費喚起を促すプレミアム商品券（お買物券）の発行事業につきましては、消費増税対策として国が進めるプレミアム商品券事業を活用するという判断をしております。先ほど言いましたように、今年度は従来のお買物券を今するようにしていませんが、先ほども言いましたように、地域内での消費喚起、経済循環について有効な事業展開に向けた協議を進めていきたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） これはもう前のときからも出ているんですけれども、先ほどの国がするプレミアムつきの分に関しては、これは福祉が目的であって、いわゆる低所得者、3歳未満の子供さんを抱えている、そういうところの方です。今、この話が出たんで、この話ちょっと進んでいいですか。今、こっちのお買物券のほうについて、それ進んでいいですか。

○議長（石井龍文君） 関連があれば。

○10番（河野博文君） いいですか。したときに、今、このプレミアム、新しいほうのというか、こ
としやる分についての加盟店の状況は今どんなふうになっていますか。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 本日の時点で170店舗が取り扱うということで申し込みを受けて
おります。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） このお買い物券は、ちょっと聞いたときに、従来と違って、従来のは大型店
が半分しか使えなかったんですけども、今度の場合は全額大型店で使えるというものじゃないんで
すか。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） すみません、その点についてはちょっと確認をさせてください。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） ちょっと確認してみてください。何か大型店で全額使えるということになれば、やはり大型店強いんですね、本当に強い。小規模事業者のところに回るかといったらなかなか厳
しいところあるんで、その辺、ちょっと考えたいなと思っております。

それでは、次にいきたいと思います。

三日月の滝公園の運営状況及び今後の活用計画についてお聞かせください。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 三日月の滝公園であります。三日月の滝周辺の豊かな自然、す
ぐれた農村景観を生かし、都市住民との交流を図る目的で、株式会社三日月の瀧コーポレーションと
指定管理の協定を結び、運営を行っています。

運営状況についてですが、これまでは赤字となる年も多かったのですが、完全予約制を導入するな
どの経営努力により、ここ数年は黒字経営となっている状況です。

今後の活用計画としまして、三日月の瀧コーポレーションからは、これまでも行ってきた稲刈
り、野菜の収穫体験などを行うグリーンツーリズムや、県外の方々との交流を目的としたパークゴル
フ大会の定期的な開催、そして、玖珠町総合運動公園を利用する大学生や社会人の方々をターゲット
としたスポーツツーリズムの推進などに加えまして、宿泊プランの充実やキャンプ事業の拡充等を行
うという事業計画となっております。

玖珠町としましては、今後も引き続き都市と農村の交流施設として、指定管理団体と連携して三日
月の滝公園のPRなどを行い、誘客の取り組みを行っていききたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） その中の、現在、美食庵のところは活用されていないというようなことを聞
きましたが、その辺について教えてください。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 美食庵も含めてなんですが、施設内の建物は20年以上が経過して改修が必要な建物や設備等もあります。今後、計画を立てて設備の改修や整備を行っていく必要があると考えているところであります。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 20年といえば、まだまだ十分使える、恐らく耐震もできているんじゃないですか。建物については十分使えるんですけども、その辺が、今、指定管理者の中でその部分だけが活かされていないような気がするんですよね。その辺について、何かせつかくあれだけの建物があったてしている。一部のパークゴルフの愛好者に聞いたら、パークゴルフの会の皆さん方があの辺の草刈り等を含めて建物管理等をさせていただきながらあそこを活用できないかというような話を聞いておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 現時点で、大変申しわけありません、その話、私は聞いていなかったんで、今後、そういった方々の活用も含めて、どういった整備が必要かとかも出てくると思いますので、協議、検討はしていきたいと思います。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） その話の中で出たのは、やはりあそこも後からするカウベルと一緒に、地主さんと、建物は町が持っているんですけども、その辺が違うというようなこともあってなかなかやりにくいところあるんですよね。三日月の瀧コーポレーションのほうで、今そちらは全然使っていないんで、その辺の使っていない部分に関して、やはり町のほうも、もう指定管理出したから関係ありませんよじゃなくて、やはりそういう休眠の家があったりしたときにはやはり何らか対策を考えていくべきじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 議員さんの言われるとおりだと思いますので、今後、協議をしていきたいと思います。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 検討してみてください。そういうふうな部分で、もし使うあれがなかったら、そういうパークゴルフの愛好家の皆さんたちがきちんと管理させてもらいたいというようなこともありますので、検討してみてください。

次に、カウベルランドの現状及び今後の活用計画についてお聞かせください。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） すみません、先ほどのプレミアム商品券の件で、大型店舗全額使えるんじゃないかということで、確かに今回は区別はなくて全て利用が可能という状況になっています。

続きまして、カウベルランドの現状及び今後の活用ということですが、カウベルランドの用地につ

きましては、地権者の（株）田和通商とは令和元年7月1日から来年2月31日までの賃貸借契約を締結したところであります。しかしながら、現在、裁判中であります指定管理の取り消し処分の取り消しを求める裁判が行われており、これまで10回の口頭弁論が行われ、裁判所が双方の主張を聴取しているところであり、判決までにはさらに時間を要する見通しです。

今後の活用については、裁判の進捗も大きく関係することから、引き続き地権者等と協議しながら検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 地権者との話で、これ、議会にも出ておりましたが、6月までの分と今後の分に関してという話は聞いております。そういう中で、指定管理者に出している建物の分、あの件に関しては建物は登記がないんですかね、登記ないんですね。その辺を含めて、やはりきちんとした対応をどうかしていかなとおかしいやないかと思うのと、今、指定管理出されているところ、それから地権者、この建物をつくった町、この3つどこをとっても、長引かせると、長引けば長引くほど本当に皆さん損をするような感じになると思うんですよ。

やはり、これ、本当にいい形でやっぱり話し合いをよくして、あれだけの設備、玖珠を代表する建物、カウベルランドというのがあったんですけれども、それを何とか生かせないか本当に腹を割って話をするようなことをする、裁判で決着つける部分もありますが、ただ、いつ結論が出るのかなというふうにもうずっと危惧しております。やはりこういうのはなるべく早く結論が出るようなふう努力をしてほしいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） ほかの議員さんからも言われましたように、もう長引けば長引くほど経費がかかるということで、早急に方針は定めるようにしていきたいと思っているところであります。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 本当に大変なことだと思うんですけれども、みんながやっぱり一番いい結論が出るような形に協力し合っていくべきじゃないかなというふうに思いますので、その辺、地主さん、また指定管理者の皆さん方と本当にいい話し合いを積極的にしてほしいなというふうに思っております。

それから、先ほどのプレミアム商品券で、大型店が全部使えると。やはり、これ、大型店にほとんど流れると思います。地元の小売店に行くとか小さい事業者へ行くのは、余り今までの例からいって考えられないんですよ。前、町の商工会がやっていたときに、せめて半分しか大型店使えないというような施策であっても、やはり大型店がかなり大きいところを占めるというのがあったんで、やはりその辺のことも含めて、先ほどの話を検討していただきたいなというふうに思っております。

それでは、次に入ります。

星翔中学校及び周辺整備についてでございます。

6月議会で質問した通学路及び周辺の安全について、この件につきまして、実際どのような状況だったかお聞かせください。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） 御質問にお答えをいたします。

6月の一般質問を踏まえ、早速7月9日に通学路安全会議を開催し、くす星翔中学校及び小学校の通学路安全点検を実施したところでございます。町内全域では、小・中合わせて29カ所の問題箇所があり、内訳は、今回新たに17カ所、以前より上がっていた箇所12カ所となっています。本年度は道路管理者が対策実施を行う箇所が8カ所、警察署によるスピード違反の取り締まり箇所が1カ所、パトロールの強化箇所が16カ所、学校による登下校の指導が28カ所、雨天の通学路変更が1カ所となっています。

くす星翔中学校西門の境界線について、町道センターラインと紛らわしいとのことで、総務課が11月をめどにラインの引き直しを実施する予定でございます。西門進入路入り口の県道への横断歩道の設置について、付近に別の横断歩道が警察としても公安委員会の許可を得ることができないとのことで、学校が通学指導を行い、生徒の安全確保に努めることになりました。今後も、定期的に通学路の安全点検で協議していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） そういうところの部分、よろしくお願ひしたいなと思います。

それから、午前中の質問でありましたが、松下議員のときに、美山高校での公営塾との間の電灯の問題。私も、以前の高校のときからもそうだったんですけども、この星翔中学に歩行していく場合に、星翔中学から上がって道の駅のほうに行くときに、あの辺物すごく道が暗いんですよ。これ、本当はその中の自治会がそういうのをつくって負担すべきですけども、どの自治会にお願いするかというようなことも厳しいような状況です。

これは県のほうにして道路の街路灯みたいな感じでつくっていただければ一番いいんですけども、その辺、ぜひ、冬が来る、日が短くなる前にそういうところを検討していただきたい。やはりあの辺は特に暗いので、スクールバスを使う皆さん方はそのまま帰るんでいいんですけども、部活なんかでやはり歩かれて、歩行されて帰る方にはやはりちょっと気になるところがあるので、その辺を検討していただきたいと思いますが。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） 前回の議会でもお答えしましたが、なかなか冬場は厳しいところがあると思いますので、また、道路につきましては街路灯はなかなか難しいということではありますが、町道等について、また関係各課と協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） ぜひ安全面についてはよろしくお願ひいたします。

次に、メルヘンの森ホッケー場についてでございますが、これも6月議会で質問したんですけれども、状況につきましては今は水が使える、トイレも使えるというような状態だと思うんですけれども、最近の状況をちょっとお聞かせください。

○議長（石井龍文君） 長尾社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（長尾孝宏君） お答えいたします。

メルヘンの森スポーツ公園ホッケー場の水道施設につきましては、6月議会の一般質問で御指摘をいただいております、改めて調査のほうを進めたところでございます。

まず、ろ過設備の不調の件ですが、ろ過設備の保守業者の水質検査の結果、貯水タンク内の原水の成分に山の地層に含まれるシリカというろ過膜を目詰まりさせる成分が多く含まれていることがわかりました。また、ろ過器でつくった上水を貯水タンクからクラブハウスへ送る過程に漏水等の疑いがありまして、その影響で自動運転のろ過装置の稼働時間が長くなりまして、ろ過膜の目詰まりが早まったものではないかということが思われております。

現在の施設整備等の対応といたしましては、ろ過器の目詰まりの原因となりますシリカの分散剤の注入器を設置しました。それと、ろ過器のろ過膜の交換、これを8月までに実施しております。加えて、今後二、三カ月に一度ろ過膜の洗浄を行うことと、また上水を使用しない時間は送水管への送水をとめるということなどで、当面の施設利用に支障が出ないような措置をとっております。また、給水配管の漏水等の調査も現在しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） これも、午前中の話を聞く中で、いろんな施設を使うスポーツ大会、また大学生等いろんな人に来てもらって有効活用していただく、そういうものの一つとしてこの施設も使うような予定でありますし、先月末でしたか、町長も行かれたんですけれども、麻生益直氏が県の体育協会の会長になりました。そのときの祝賀会の席で、玖珠郡はやはりホッケーを代表するスポーツの一つとしてやっていってくださいというようなことを言われていました。

中学校のほうも今度ホッケーを取り入れていく、緑陽中と一緒にまたやっていく、美山高校のほうもそれを国体に向けて進んでいくというようなことで、どんどん広げていってほしいんですけれども、ただ、ちょっと残念だったのが、7月のときの大会、このときにあそこを会場で使ったんですよね、そのときには水が出なくなったんです。原因をちょっと聞いたら、水の使い過ぎ、シャワー等で水が足りなくなったとかというような話を聞いたんですけれども。

あれだけの施設に、使用する人たちの人数を考えたときどのくらいの水の量が必要かというようなことを考えていけば、やはり常時水をろ過してためられる装置もあるし、それを生かしてやはりためていく、そしてまた、あそこの人工芝は散水しながら使うという人工芝ですよね、そのためにはやはり水の確保がぜひ必要だと思うし、先ほど言われた山の水がだめならやはり前回話したようにボーリ

ングするとか、そういうようなことも考えられて、やはりいつでも大会ができる、団体、いろんな人に来てもらって使ってもらっても水は十分あります、トイレに自分で水をくんでいって流す必要がない、そういうようなことをやはりきちんとすべきじゃないかと思うんですけれども、その辺の今後の対策をちょっと考えてほしいんですけれども。

○議長（石井龍文君） 長尾社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（長尾孝宏君） 7月の大会のときは、大変申しわけないんですけれども、まだろ過器のほうのろ過膜の交換等ができていなくて、その時点では、最初はたまっておったんですが、2日間の日程の2日目のときに足りなくなったと。あの日に雨が降って選手が冷えたものですから、熱いシャワーをたくさん使ったというような条件が重なって、上水をつくるのが間に合わなかったというものでございました。

今の時点では、その分の機能がある程度回復しておりますので、そこ辺のところは可能かと思えます。ただし、議員がおっしゃるとおり、安定した水源の確保という部分は山水からの部分じゃ厳しいということで、前にも説明をいたしたところでありますし、井戸を掘って安定した水量を確保することが一番確実かなというふうには思っております。

今回、改めてそういった部分の井戸を掘る経費であったり期間であったりというのを、専門の業者に入っていていただいて調査、検討をいたしました。前回にも申し上げたとおり、かなりの予算が生じるということでもありますので、水脈の調査であったり、近隣の事業所、今もうやめているところもございますけれども、そういったところの井戸施設などの調査検討も含めてした上で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） もうぜび町を代表するスポーツの一つとしてホッケーを生かすためにも頑張っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、子育て世代の包括支援センター設立についてでございます。

ことし、子育て世代包括支援センター設立準備室をつくられておりますが、現在の状況についてお聞かせください。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センター設立準備室の状況でございます。

子育て世代包括支援センターの業務は、妊産婦、乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、関係機関等へのつなぎ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと、また、支援プランを作成し、状況を確認しながら適切なサービスを提供し、切れ目のない支援を行うことが求められているため、現在、県内先行自治体を参考にしながら業務内容の整理、体制等について課内協議を行っているところであります。

また、センターは虐待の早期発見やその予防においても重要な役割を担うこととなります。大分県

西部保健所地域福祉室の家庭相談員の配置が平成31年3月末に廃止されたこともあり、その業務の一端をカバーするため、虐待リスクのおそれのある家庭の支援も既に始めています。このほか、関係機関や子育て支援事業所、子育て関係団体等との情報共有や連携が必要となりますので、各会議等で要望をいただいております子育て関係団体との意見交換の場とあわせて、実施方法の検討を進めています。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） この件につきまして、昨年の議会のときに、31年度にセンター設立準備室という形をつくって、そして32年度中に同センターの発足を目指すということでございますが、これに關しては順調に今いっているのでしょうか。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 先ほど申し上げましたとおり、県内の先行自治体からの調査を行いまして、どういうふうなやり方、センターの位置づけ等が玖珠町にふさわしいのか、そこを今、内部で協議しております。進捗状況は、逐次総務課のほうにも連絡をしながら、またそこで指摘、アドバイス等をいただいております。そういう状況であります。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 一応昨年にそういう話が総務課長から出ております。議事録に、今これ持っていますが、書いておるんですよ、32年度中に発足するというので。したときに、何が大事か。やはりほかのところのことも大事です。それと、やはり会議をされたと言われておりますが、地元の人たち、そういうものをつくってほしいという人たちとの話し合い、そういうのをやっているのか、やってきたのか、その辺についてお願いします。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 実際、もう9月終わりますと下期になるわけでございますが、今のところ県内の5自治体、先行しているところの状況を聞いて、そこがどういったふうな形でやっているかを聞いた上で、体制は、今そういうふうに進めているところでありますが、あと、関係団体とか、例えばこども園とか、その他のところからの意見聴取というのは、具体的には直接4月以降はまだ伺っておりませんので、そちらのほうは実施していきたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） やはり32年度から開設するというのであれば、本当に早い取り組み、話し合いをよくしてから進んでいかないと、また延び延びになるんじゃないかな。皆さん方、今度の準備室ができたということでかなり期待しておられます。そういう中で、皆さん方はやる気いっぱいの人たちが多くいて、ぜひ早目に考えていただきたいなというふうに思っております。

また、それを考えていく中で、いろんな学校の跡地等も利用されないかというような話もあるみた

いですがけれども、ぜひやはり町民の皆さんと、町民というか、こういうをつくってほしいという人たちの声を聞くような会をもうちょっと積極的にしてほしい。そういう人たちの中にも実際心配しておられる人がいたんですよ、逆に。普通の皆さん方の業務がある中でその準備室をつくっていくの大変じゃないかと、そういうようなことを心配される人もいますよ。

準備室をつくった以上は、それは設立に向けての準備室であって、ほかの業務もしなければならぬけれども、そちらのほうも何のための準備室かということを考えてほしいんですけども、もう一度、今後についての計画をお聞かせください。もう時間ないんでお願いします。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） センターの設立ということではありますが、箱物とか、例えば建物をつくってどうのこうのというのではございません。センター機能ということで、今現在実際に行っている業務をいかに、例えば母子で受けてそれを子育てにつなぐとか、教育委員会につなぐとか、そういったところのセンター機能の構築が子育て支援センターという意味合いでございますので、先ほどから言いますように、その点につきましては各自治体が一課でやっているところもあれば多課にまたがってそういう対策をつくっているところもあるんで、そこ辺の検討を今しているところでございます。

それと、これからの今後の取り組みでございますが、具体的な業務内容の整理、連携体制の確認、調整等を行い、推進体制とあわせて検討する予定でございます。また、業務やサービス内容が周知できるようパンフレットの作成の準備も進めておるところでございます。よろしくお願いします。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。残り5分です。

○10番（河野博文君） その辺の思いが、こういうをつくってくださいと陳情に見えた方々と、やはりちょっとニュアンスが違うんじゃないかなというような気がします。やはりそのためにも話し合いをどんどんしていったって、町が今できる範囲、こういうところまでやりますとかいうようなことをきちんと伝えていかないと、やはりお互いが不満に思うとか、コミュニケーション不足でやっぱりうまくいかないところがあるんじゃないかな。ぜひ話し合いをしながら本当に進めていってもらいたい。実際本当に役立つ子供のためのセンター、それから児童館、そういうようなことを考えられた施策を早くしてほしい。

そういうことをお願いして、もう時間ないんでやめますけれども、ぜひ我々も町民の代表ですがけれども、皆さん方も町民の声を聞きながらやってほしいなというふうに思いますので、町長初め執行部の皆さん方、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（石井龍文君） 回答はいいですか。

○10番（河野博文君） 回答はいいです。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君の質問を終わります。

次の質問者は、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番秦 時雄でございます。

議長のお許しを受けて一般質問をさせていただきます。

10月1日から消費税が2%上がります。この2%については、社会保障のために使うと、そういうことで民主党政権のときに民主党、公明党、そして自民党3党合意のもとで法律に明記され、今回消費税が10月に上がることによってこれを使うことになりました。

公明党は当初から、今まで社会保障につきましても、医療、年金、介護、3本柱だったんですけれども、公明党は特に子育て支援ということで重点を置きまして、やっとうこういうことで10月1日から3歳児から5歳児の所得に関係なく乳幼児の無償化が進みますし、またゼロ歳から2歳までに対しては所得制限、町民税非課税の方には無償になりますけれども、午前中に松下議員から、それではそれに入らない子供たちはどうなるのかということで質問がございました。教育総務課の課長より何か検討していると、検討すると、何かそういうことを言われたんですけれども、まあ、それはいいです、ちょっと私の聞き間違いかもしれませんけれども、その住民税の非課税の方にもということで、これも各自治体においてはそういう考えでおられる自治体もおられるようでありますので、よろしくお願いいたします。

さて、私は、また今回の質問が非常に項目が多いので、最後までできたらいいな、もう早目にどんどん進めていきたいと思います。

まず、子供の健康ということで、第1番に、5歳児健診の必要性について町の見解を問うということでございます。

5歳児健診につきましては、町が今、4歳6カ月の健康相談を、何か最近ですかね、やられているんですけれども、その5歳児健診の健診は、5歳児以降やるとしても4歳何カ月か、そういうことで5歳児健診としてやっている自治体も結構あるみたいでございますけれども、私はこれまで5歳児健診の必要性について過去3回質問を行ってまいりました。平成20年3月、そして同じく20年6月議会、平成24年6月議会、これを取り上げ、一般質問を行ってまいりました。

平成17年4月には、発達障害者支援法というのが施行されました。町内に住まわれている乳幼児を持つお母さん方が非常にこの発達支援法に関して関心を持たれる、また、乳幼児を持たれるお母さん方から5歳児健診を望む声が私には寄せられました。

そういうことで、平成20年、2回やらせていただきましたけれども、現在の本町で実施されています乳幼児健診は母子保健法の規定で行われており、年齢対象はゼロ歳児の4カ月、7カ月健診、そして1歳6カ月、そして3歳6カ月健診となっておりますけれども、近年にこの玖珠町は4歳6カ月健康相談が実施されております。これは、厚生労働省の報告があるんですけれども、鳥取県はもう早くから、平成15年から県内で全ての市町村に対して5歳児健診を行って、そのデータがあります。その結果、大体健診の結果、発達障がい疑いのあるお子様というのもやっぱり8.何%か、9.3%の発達障がい疑いがあるという、そういう診断がされたそうであります。

発達の障がいの種類によって多少の違いはありますけれども、半数以上の子供は3歳児健診で何の

問題も指摘されていないことが判明しました、これは厚生労働省の報告です。そしてまた、3歳児健診で発達上の問題が指摘された子であっても、その内容はほとんどが言語発達のおくれに関するものでありました。以上によりまして、5歳児健診は軽度な発達障がいが発見に有用であり、3歳児健診で軽度の発達障害児の問題点に気づくことには限界がある。しかも、疾患に特異な問題点を指摘することが困難であると、そのように厚生労働省の報告書の中にあるわけです。

このように報告されておりますけれども、よって、その5歳児健診が子供の脳、脳というのは年とともに成長し発育していく、人間が人間として生活するための大事な脳の部分である前頭前野は4歳から5歳で発育がほぼ完成すると言われております。その発育を見るのが5歳児健診であると言われております。町の見解を伺いたいと思います。

町が行っている、近年行われている4歳児健康診断においては、小児科の医者の診断とかはないみたいでございますけれども、そこら辺を含めまして御見解を伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） それでは、質問にお答えいたします。

5歳児健診の必要性についての見解でございます。

玖珠町では、医師による健診が含まれる乳幼児健康診査として、4カ月・7カ月児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。また、医師による診察が含まれない健康相談として、11カ月・12カ月児健康相談、2歳児健康相談、4歳6カ月児健康相談を実施しています。特に4歳6カ月児健康相談は、保健師による問診、個別保健指導、看護師による身体計測、歯科衛生士による歯磨き指導のほか、社会福祉法人くらっぷと委託契約をし、大分県発達障害者支援専門員による児や保護者の行動観察と相談を実施しています。

なお、健康診査、健康相談後のフォロー体制として、育児不安がある保護者、指導を要する児に対して幼児精密健康診査を実施し、専門医師の診察等が受けられる機会を確保しています。

以上のことから、他市町村で行われている5歳児健診と実施時期は異なりますが、面接、問診等で一次スクリーニングを行い、必要な児に対して医師等の専門職による2次健診を行う方法は共通しています。4歳6カ月の時期に実施することにより、より早く療育等に結びつけることが可能となるため、玖珠町ではこの方法で対応しています。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 質問いたします。

それでは、今、4歳6カ月健康相談、これが医師による問診とかそういうのが行われているということでございますけれども、これは任意ですか、それとも、健診だったら3歳6カ月みたいな健診であれば、これはもう全乳幼児が全部やっぱり健診を受けなければならないけれども、これは任意なのか、どういう健診の方法、これに対象する子供さんの家庭にどういう周知を行って、それで、どこま

でそれが徹底できてそれが行えているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 4歳6カ月児健康相談につきましては、法定でもしないといけないのが3歳6カ月半までと聞いておりますので、任意になるかと思います。しかしながら、4歳6カ月につきましては、対象となるお子さんにつきまして、保護者の方全員に対して受診をしてくださいという通知のほうを出しているところであります。

昨年度の平成30年度の受診率でございますが、95.3%となっております。これは対象児が107人、そのうち102人が受診しているということになっております。来ない方、何かの都合で来られない方につきましては、次回の健診がいついつあるというまた通知を出しております。それでも来ない方につきましては、電話にて勧奨のほうをしておるところでございます。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） ちょっともう一度お聞きしますけれども、4歳6カ月健康相談につきましては、専門医が入ってそれなりのちゃんとした相談なり発達相談もそういった体制はきちんと組まれて行われているのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 先ほども申しましたとおり、専門の大分県発達障害児支援の専門医による聞き取り等が行われていますので、その場で何か異常等、他の機関で受診等が必要であれば、また後ほど出てきますけれども、ちゃんとしたところにつなげるような体制はとっております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 健診と相談、これはどういう違いがあるんでしょうか。4歳6カ月の町がやっている健診ではなく相談、相談ですわね、この違いというのはどう違うのか。私は、やっぱり健診と相談というのは何かすごく開きがあるような気がして、内容がですね。今、課長が言われたけれども、その内容は、それなりに発達障がいを見逃さないような4歳6カ月の健康相談で大丈夫なのかというのが私は一番ちょっと気にするところでありましてけれども、もし大丈夫だと言え、課長がもう問題ありませんと、もう5歳児健診に匹敵するそういった健康相談でありますからと、そういう答弁をいただくと私も安心するんですけども。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 健診と相談、どう違うのかということでございますが、自治体名は申し上げますが、3歳半の健診をした後に、うちでいうところの4歳半の相談をしなくて5歳児健診をしているところがございます。ただ、これ、私も確認したところであるんですが、何とか健診といっても必ずしも医師の方がいらっしゃるかどうかは定

まっていないというか、あるところでは、5歳児健診であっても、日ごろのあれからそれまでの健診の内容と、あとこども園等の状況を見て、必要である児に対してのみ5歳児健診としてしているところもあるようにありますので、ですから、健診だから必ずしも医師がいるとは限らないようにございます。

それと、4歳半児健診で5歳をしなくても大丈夫ということを私が言えるかということですが、それはちょっとなかなかお答えをしづらいところもございますが、さっきも言われたとおり、5歳でするよりも少しでも早い時期にそういった形での相談をして、そこで異常というか、何かあってほかのところにつなぐ必要性があれば、後ほどの答弁の中でもございますが、ちゃんとした対策をしておりますのでということでございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 私たち、企画民生教育常任委員会の委員の皆様方に対しては、こども園の協議会の会長さんより要望書というのが届いております。これはもう、内容はまた執行部のほうにも、玖珠町のほうにも届けられると思っておりますけれども、4歳半の年齢で健康相談を受けてくださっております、玖珠町は。しかし、任意ということもあり全員のお子さんが受けられているわけじゃないようです。ということで、この4歳半の健康相談から4歳半の健診にさせていただきたいという、私らに対する要望でありましたし、また執行部にも、多分町長宛てにも、この要望書も渡っているんじゃないかと思います。

そういうことでありますので、私たちは専門家ではありませんし、先ほど言ったように、3歳児健診、3歳6カ月健診というのは、特異な問題点を指摘するというのは困難である、その健診です。だから、5歳児健診、そして今、玖珠町がやっている4歳6カ月健診相談につきましては、5歳児健診と同等のしっかりした健診をやっていただいて、発達障がいを目に発見をして次の就学につなげる、これが一番大事だと思います。そういう面で私は一般質問しましたので、課長から何かあれば。なかったら次にまいりますので。

それで、次が、発達障害者支援法が施行されて14年経過しましたということでございます。本町の取り組みとはどういうことを、その発達支援法のもとで取り組みが行われてきたのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 発達障害者支援法についての本町の取り組みでございます。

発達障害者支援法は、発達障がい児者の早期発見と支援を目的とした法律であり、本法の施行に伴い、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢児において発現した児者に対する援助等について定められました。

玖珠町では、発達障がいの早期発見、早期療育を行うため、3歳児健診では臨床心理士、4歳6カ

月児健康相談では大分県発達障害者支援専門員による行動観察、相談を行い、支援が必要と思われる児については玖珠郡幼児精密健康診査や大分県巡回相談、幼児精密相談を活用し、発達支援センター等療育機関へとつないでいます。

中でも、発達支援センターの利用が主体となっていることから、独自の取り組みとしまして、玖珠町障害児通所支援利用促進事業として、地域療育の拠点である障害児通所施設の利用者に対し、障害児通所支援利用促進支援金を支給することにより、障がい児等の早期療育を促進し、障がい児及び障がい児の保護者等に対する福祉の増進を図っているところであります。

本事業につきましては、玖珠町に住所を有し、障害児通所支援事業所を利用する児童を対象に、児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用した場合、1回当たりの利用者負担額を未就学児は100円、就学児は200円となるよう償還払いの方式により支給しています。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 本町の取組につきまして、課長から詳しくお伝えいただきました。

それで、次の質問にいきます。

乳幼児健診、健康相談における相談内容と件数、このように年齢別の推移と発育・発達相談の対応ということでございます。

3歳児健診や育児の相談におきまして、疑いのある子と思われます子供の割合は玖珠町ではどのくらいあるのかな。大体、先ほど9%とか8.3%、全国的にはそういう数値が上げられておりますけれども、今まで玖珠町がそういった相談における発達障がいの疑われるお子さんというのはどのくらい、何パーセントおられるのか、わかる範囲で結構です。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 乳幼児健診、健康相談における相談内容と件数、年齢別の推移と発育・発達相談の対応についてでございますが、平成30年度の相談内容と件数で見ますと、4カ月・7カ月児健康診査は、4カ月児については94人中91人受診、受診率96.8%、7カ月児については92人中88人受診、受診率95.7%、主な相談内容は、育児環境上の問題、皮膚疾患となっています。

次、1歳6カ月児健康診査は、96人中96人受診、受診率100%となっております。主な相談内容は、運動機能異常、身体的発育異常となっています。

続きまして、3歳児健康診査は、99人中97人受診、受診率98%、主な相談内容は、精神的発達障害、情緒行動上の問題となっています。ここで言う3歳児健康審査は3歳6カ月児健診のことです。

年齢別の推移と発育についてですが、西部保健所報によりますと、要観察、要精密、要医療、治療中となっている児については、平成29年度は1歳6カ月健康診査で17.1%、3歳児健康診査で45.4%、平成30年度は1歳6カ月健康診査で20.8%、3歳児健康診査で50.6%となっております。

発達相談の対応についてですが、先ほど述べましたように、健康診査、健康相談結果で育児不安が

ある保護者、指導を要する児に対して、専門スタッフによる相談、指導を行っています。具体的には、県、玖珠・九重両町とで連携を図りながら次の3つの事業において専門医、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師、保育士による問診、診察、指導を行っております。

1つ目は、玖珠郡幼児精密健康診査です。臨床心理士の派遣及び別府発達医療センターと委託契約をし、育児不安の保護者、指導を要する児を対象に年4回、両町（玖珠町2回・九重町2回）で開催しております。参考までに、昨年の30年度の実績は延べ20人利用しております。

2つ目は、大分県巡回相談です。年3回、県の事業において実施しています。昨年度の実績は延べ人員15人であります。

3つ目は、幼児精密相談です。主に4歳6カ月児健康相談で育児不安が強い保護者、指導を要する児を対象に開催しています。年3回、小児科医による問診、診察、指導を行っています。昨年度の実績は、実人員6人、延べ人数で8人となっております。

このように、さまざまな相談内容に応じて関係機関と連携を強化しながら早期の対策が講じられるよう、4歳6カ月の早い時期での健康相談を実施しているところであります。

以上です。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） ちょっと聞きそびれたんですけども、3歳6カ月健診で何らかの発達の障がいの子がそこで見つけられなかった、しかしながら、4歳6カ月の健康相談で発見されるというか、そういう子供さんの割合というのはどのくらいおるんですかね、わかりませんか。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 3歳のときにはわからなかったけれども4歳半で発見される。申しわけございません、その点につきましては、今、データございませんので、後ほど。ただし、ちょっとこれ、資料等の関係ですすぐ出るかわかりませんが、わかり次第お教えいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それで、今、この4歳6カ月の健康相談がくまなく、今、県とそういった中で、連携のもとで行われているということで、一つは安心したんですけども、先ほどの4歳6カ月健診で見い出される発達障がいの子供、この健診を町が最近やってよかったなと、どうなんかなというのはすごく重要なことだと思ってお聞きしました。その数字については、まだ後でも結構です。それと、次にまいります。

4番目の就学時健診の体制と健診内容について伺いたいと思います。

小学校1年生に上がる前に行われる就学時健診の体制と、その健診内容について伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） 御質問にお答えをいたします。

就学時の健康診断につきましては、学校保健安全法第11条に規定されており、教育委員会が実施することになっています。また、同法12条の規定により、健康診断結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、または特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとるようになっています。

就学時の健康診断は、実務上、教育委員会が学齢簿を作成し、入学通知を行う就学義務と関連して、その就学事務の一環として行うものと認識されています。就学時の健康診断の目的については、3つございます。1つは、幼児等の健康上の課題について、保護者及び本人の認識と関心を深めること、2つ目に、疾病または異常を有する就学予定者については、入学時までに必要な治療をし、あるいは生活規正を適正にすること等により、健康な状態もしくは就学が可能となる心身の状態で入学できるように努めること、3つ目として、心身の疾病及び異常の疑いのある者をスクリーニングし、適切な治療の勧告、保健上の助言及び就学支援に結びつけることとなっています。

検査項目は、視力、聴力、内科、歯科となっています。具体的には、10月に就学予定の各小学校を会場に内科医、歯科医、教育総務課、福祉保健課、小学校が合同で実施しています。その他、就学時の健康診断とは別に、教育相談会を福祉保健課の母子担当保健師同席のもと実施しています。本年度は、10月3日から10月25日までの間、就学時健診を6日間実施をいたします。また、健診前の6月ごろに在籍する園を訪問し、保育・教育の観察及び担任等との情報交換を行う取り組みを平成28年度から実施しております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 就学時健診の体制と健診内容については、私も調べましたのでわかっているつもりでございます。

その中で、やはり先ほど就学の前のさまざまな健診がずっと幾つもあった、最終的にこの就学時の健診があるわけですが、そこら辺は当然、発達障がい早期発見、これが一番また一つ大事なことだと思いますけれども、そういった早期発見のためにも、そういったこの就学前の健診において発達障がいを見逃さないで、ちゃんとそういう十分に留意してやっておられると思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか、発達障がいですね。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） 今御回答しましたように、10月に健診を行うんですが、その前の6月に、在籍する園をまたうちのほうが独自に訪問いたしまして、その状態で気になる子供さんについては園等と、今、情報交換を行っているところでございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それでは、次にまいります。

就学前後の移行期における情報共有と連携はとれているのかということでございます。

非常に保育園から、育児保育からずっと幼稚園、そして小学校への就学の時期というのは一番大事

なことでありまして、先ほど課長から、いろいろそういった体制を組まれて問題のある子供さんたちはいろんな体制は組まれているということでございますけれども、保育所から幼稚園、そしてさらに学校教育になる小学校への就学時期にされる引き継ぎ、これはどういうふうな形でやられているのか。ちゃんとそういったマニュアルに沿って、口頭でやるわけじゃないと思います。それはきちんとしたデータのもとでこういうお子さんはこういうのでありますからという、そういった書面による引き継ぎもきちんと行われているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） 御質問の情報共有についてでございます。

就学前の園児等については、就学時の健康診断時を教育総務課と福祉保健課が一緒に行うことで情報共有を図っています。また、気になる子供がいた場合、福祉保健課が4歳半健康相談等で、保護者の同意を得て教育委員会へつなぎ、教育委員会と福祉保健課で情報共有を図り、就学時の健康診断へスムーズにつながるよう行っています。

また、支援が必要な児童については、支援ファイルを配布しています。これは障がいや病気の有無にかかわらず、支援や配慮を必要とするお子さんの情報を整理し、御家族を初め関係機関の方々が共通理解を持って支援を行うものです。母子手帳のように御家族や本人が管理し、これまでの成長の過程や生活の様子について書きとめます。生涯にわたり御利用いただくと、本人の生活環境が変わっても地域生活における一貫した継続的な支援が受けられるものです。平成31年3月末現在、33名の方が活用されています。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今回の質問は、主に発達障がいという観点から質問させていただきましたけれども、その後は当然、聴覚とか視覚とかいろんなそのお子さんについての、何らかの障がいを持ったお子様全てに対してそういう引き継ぎが行われるということではないんですか。

○議長（石井龍文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） はい。希望される全ての保護者の方に支援ファイルはお渡ししております。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それで、最後の質問になりますけれども、仮に5歳児健診を実施すれば現在の体制と予算についてはどのような課題があるのか。だから、4歳6カ月児健康相談と、もし4歳6カ月健診にした場合、そういった何か予算のいろんな相違があるんでしょうか。そこを聞きたいと思っています。なかったらなかったでいいですよ。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 具体的に総額でどうこうまでは出しておりません。今こちらでわかる範囲を御回答いたします。

5歳児健康診査を実施する場合、4歳6カ月児健康相談を取りやめて5歳児健診とする方法と、4歳6カ月児健康相談と就学時健康診査の間に新たに設ける方法が考えられます。その場合の課題として、医師、保健師、看護師等の確保が必要になります。また、最短で6カ月に2回受診なり健診なりを受ける方が出てきますので、保護者の負担等も考えられるということでもあります。ちなみに、参考までですが、5歳児健診をした場合の医師の費用でございますが、半日約5万円ということで県内一律になっているようであります。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） いずれにいたしましても、最良の方法、方針で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、障がい児保育についてでございます。

認可保育園における発達障がい児等の通園状況についてであります。

認可保育園等に、障がいがある児童、発達障がい、そしてまた食物アレルギーのある児童など特別な配慮を要する児童を受け入れ、全国的に増加しているというのはお聞きしているところでございます。認可保育園における発達障がい児や知的障がい児の通園状況、これはどこがどういったらなかなかデリケートな問題になりますので、大枠で結構なんですけれども、そこら辺、状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 認可保育所における発達障がい児等の通園状況でございますが、認定こども園等を利用している児童で療育手帳等で確認のできる発達障がいのある児童は10名となっております。このほか、障がいの疑いのある児童は30名程度となっております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） ありがとうございます。

それでは、2番目に、保育所等における障がいのある子供に対する現行の支援策、これは町、県、国、国の制度のもとでやっていると思うんですけれども、その支援策についてお伝えください。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 支援策でございますが、国の制度として特定教育・保育給付費において療育支援加算がございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それで、一番問題は、問題といいますか、保育、こども園協議会の会長さん

代表して私たち要望書をいただきました。その中では、障がい児保育の加配・加算についてということとでいただいております。当然皆さん方にも、執行部の皆さん方、福祉保健課長にもこれは届いておりますけれども、ここを読み上げますと、近年は発達障がい等で特別な配慮を要する子がふえています。保健師、保育士1人で二、三人対応することは困難であり、1人につき保育士が1人つかなければ安全な保育は行えません。また、保育者支援や個別計画の作成、地域の関係機関との連携等に大きな労力を費やし、業務が多忙化する一方でありますということで、多くの施設が配置の基準を上回る保育士を配置している。

これは、国の制度のもとでそれを超えるものは保育園がみずからお金を出して、その保育士を雇っているという状況にあるということを伺っておるわけですが、今、各園といたらちょっと、お知らせできたら、報告できたらいいんですけども、加配保育士数、国の制度である保育士数と、そして実際に保育園がみずからお金を工面してそして保育士を雇っている、そういう保育士の数というのはわかるんですか。ちょっとそれがわかれば、お伝えください。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 各園の加配保育士の数のほうでございますが、国の通知では、おおむね障がい児2名に対し保育士1名の配置を標準としつつ、障がいのある子供の状況等に応じて適切に職員を配置となっています。町内の認定こども園等につきまして、1名配置が1園、2名配置が1園の、2園3名の先生が加配保育士として配置され、児童の状況によって1名から4名の児童を中心に支援が行われています。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 状況はよくわかりましたけれども、個々の保育園、保育に関するいろんな要望の中で、例えば加配の割合を高くする、これはやっぱり要望する、その理由は多動性、衝動性、または危険な行動をする子供さんに対して集団性とか社会性が身につくために支援を行うと、これは充実しなければならない。だから、さっき言ったように、多動性や衝動性のある子供さん、これは、そのお子さんの1人につき1人はやっぱり保育士さんがついてやっていただかないと、なかなか見切れないという。

だから、そういうことでございましたけれども、そういう私たちに対する要望でありました。そこら辺のことは執行部はどういうふうなお考えを持っておられるか、お聞かせください。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 後ほどの質問でまた加配の加算についてございますが、先ほどの2番でお答えしました特定教育・保育給付につきまして、基準が、例えばこども園等に加配の先生がつくお子さんがいらっしゃるとして、今のところ、それは認定基準が特別児童扶養手当を受給しているお子さんというふうになっておりますので、それに当たらないお子さんが、現在のところ、通園、利用していたとして、そこに先生がついた場合であった場

合は、ちょっと加算の対象にはなっていない状況にあります。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） もう4番ですね、4番いきますよ。

玖珠町こども園協議会の障がい児保育の加配・加算の要望について町の考えということですね。それについて、ちょっと重複するかもしれませんが、答弁をお願いします。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） こども園協議会よりの加算についての要望でございます。

特定教育・保育給付費の療育支援加算につきましては、特別児童扶養手当受給児童のみを対象としているため、その他の障害児をどのように認定するのか、他の自治体の状況、認定基準等を踏まえ、検討したいと考えているところであります。

以上です。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次、5番にも関係しますが、5番の保育園の障がい児保育を実施する場合等、必要となる加配保育士の人件費を町独自で補助する制度が必要である。町の考えということでございます。

この制度につきましては、ちょっと私、調べましたけれども、本当は現地に行って竹田市に行ってお聞きしたかったんですけども、大分県竹田市におきましては、障害児保育事業実施要綱ということで、独自で町が加算・加配については、そういう子供がいたらそういう事業で市がやっているということでありますので、こういう事例もありますので、そこら辺をよく研究されてやっていただきたいと思います。これについて何かありましたら、どうぞ。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 町独自の補助でございますが、認定こども園を利用している障がいのある児童につきましては、職員を別に配置している場合は町単独の補助金を設けております。対象は特別児童扶養手当を受給している児童としています。

こちらにつきましても、先ほどの件と同じで、特児以外の子供さんの認定につきましては、もうおのおの自治体のほうで決めてくれという指導でございますので、こちらも同じく検討してまいります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、自転車保険加入促進を求める取り組みについてであります。

本町の自転車事故対策とその周知について、どのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

全国には自転車は約7,200万台ということでございますし、自転車事故は一向に減ることがございません。そこで、毎日の事故への備えが必要であります。国は、2017年12月に成立した自転車活用推

進法の中に提言内容が随所に盛り込まれております。同法に基づく推進計画、2018年6月に閣議決定されたものには、法律による保険加入の義務化について検討を進める方針が明記されておるところでございます。

自転車がかかわる事故は、総数こそ減少しているものの、事故対策、歩行者に限ると全国年間約2,500件の事故が発生しております。近年は、歩行中の女性をはねて重症を負わせた小学生の親に裁判所が9,500万円の支払いを命じるなど、大変高額な賠償の判決が相次いでおるところでございます。

本年の5月29日夜、大分市内におきまして、高校生の自転車と衝突してウォーキング中の女性が死亡する事故が発生しております。

自転車と歩行者の事故で運転者が高額な損害賠償を求められる事態に備え、自転車保険への加入を義務づける自治体がふえております。罰則はないが努力義務を含めると22都道府県、10政令市が条例を制定しており、九州内におきましては、福岡県は福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例で、これは平成29年10月1日から自転車保険の加入に対する努力義務です、義務ではなくて努力義務を定めており、熊本県は、これも努力義務でございます。鹿児島県は、平成29年3月より自転車保険の加入の義務化をされておるところでございます。

そこで、本町の自転車事故に対するその周知について、どのように取り組んでいるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 自転車保険の加入状況と、自転車事故の対策とその周知ということでございますけれども、交通安全対策として全般的に、自動車、自転車、歩行者など全般的な取り組みを行ってきているところでございます。玖珠警察署、交通安全協会、町内の各種団体と連携をとりながら交通事故防止の徹底を図ってはおりますが、自転車に特化した取り組みというものは現在のところございません。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 課長、今、2番目の安全教育についてということで、答弁はよろしいですか、安全教育。2番目の安全教育、どのように取り組んでいるかということでございます、2番目の質問が。よろしいですか。

○議長（石井龍文君） 今、答えた。

○11番（秦 時雄君） 本町の取り組みは、今、答えましたかね。

○議長（石井龍文君） もう一度答えてください。

石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） その周知についてということで、今、お答えをしたところでございますので、安全教育ということで今御質問あったということでよろしいでしょうか。

○11番（秦 時雄君） 周知ですね、はい。じゃ、その取り組みについて。

○総務課長（石井信彦君） それでは、安全教育についてどのように取り組んでいるかということでお答えをいたしたいと思います。

交通安全協会主催の安全教室を、毎年、モンキークラブという、森幼稚園を初めとした4クラブでございますが、交通教室を、また小学校7校で開催をしている状況がございます。小学校での交通教室は、実際に自分の自転車を持参いたしまして、交通安全のルールや乗り方などの指導を行っているところでございます。モンキークラブと申しますのは、森幼稚園、たかすこども園、くすのきこども園、杉ノ子こども園、それぞれで発足をしている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 自転車の防犯登録というのは、これはもう義務化になっておりますので、当然自転車に乗る人は、自転車を買うときにはそこで防犯登録600円、10年間の期間の保証があると聞いておりますけれども、自転車の保険の加入というのは、例えば中学校になったらその中学校、自転車通学する対象、通学に限らず自転車に乗る子供に対してその加入を勧めているのか、推進しているのか、その状況というのはどうなんでしょうか。

○議 長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 実際に住民の方が持っておられる自転車の自転車保険の加入状況について、把握というものはできておりません。

また、保険の加入促進ということで。周知についても、先ほど申し上げたように、現在のところは行っておりません。役場が窓口になっております保険といたしましては、交通災害共済がございますけれども、御存じのように、これは自転車、バイクなどに乗っている事故や、乗り物に接触、衝突等した事故について見舞い金が支払われるというものでございまして、自転車事故を起こしたときに支払われる保険というものではございません。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） これは県がやっている災害共済ですかね、玖珠町も一緒にやっておりますけれども。380円で1人1年間、額も少ないし、そういうことを考えますと、いかなるときにそういった事故に接するかわかりません。

そういう中で、町民の自転車保険の加入状況というのは、今、総務課長、ちょっとわからないということでございますけれども、やはりここら辺は、もし、災害というか、そういった事故が起こることとはいついかなるときかわからないわけですね。もうその方一生起こらないかもしれないし、突発的にそういう重要なことが起こるわけですから、やっぱりそういった加入とかそういうのは、やっぱり町としてできるだけ小学校も中学校も、特に自転車通学する子供さんとか、高校の子供さん、高校生とか、積極的に加入するように取り組んでいただきたいと思いますというわけでございます。

それで、もう時間がなくなりましたけれども、この自転車保険の加入促進の条例が、各自治体で、

県、北海道は全部、北海道もしていますし、全体的にそういう取り組みが行われていますけれども、これについて町はどのように認識されているのか。玖珠町独自でそういった、子供も大人も一緒ですけども、自転車保険を1年に1,000円ぐらいでも何かできるそうです。保険会社といろいろ話し合いをして安い保険で高額な補償が得られるという、そういう取り組みが私は必要でないかと思うんです。

そして、これは次の4番目が促進、義務化、自転車保険加入義務化や促進を求める条例を制定した自治体におかれまして、このことについて、町はどのような認識を持っておられるのかということでお聞きします。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 議員から何度もお話が出ておりますように、全国の自治体で賠償金が高額化しているということで、県条例、それから政令市の市の条例等で自転車保険の加入の義務化、もしくは努力義務とした条例化されていることは認識をしておりますが、玖珠警察署管内における自転車の人身事故につきましては、平成29年度、平成30年度ともにゼロ件と、幸いなことにということでございますが、大分県にも県で条例化する考えはないかなどを聞くことをしながら、玖珠町の状況を踏まえ、調査研究を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 子供のことを考えていろんな取り組みをやっている自治体があるんだなということが感心するのであります。京都府の城陽市、これは去年の4月から市内に住む中学生を対象に自転車保険や自転車損害賠償保険などへの加入費用を補助しているということですね。そういう自治体もあるんですね。府の自転車保険加入義務にあわせてスタートをさせました。補助の対象となるのは4月1日以降に加入、更新した保険1世帯につき年間1,000円を上限に、保険料に係る費用の2分の1を補助するということですね。

こういう自治体も、子供の自転車事故を不幸な状況に終わらせないために、せめて保険だけはやっぱり町のものできちっとこういった、条例ができれば一番いいんですけども、そこまできちっとこういった保険の補助制度もやっている町もありますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

なかなか今、子供さんが自転車に乗って、大人の方とか相手が亡くなったり後遺症を負わせる、そういう事件は、先ほど言ったように2,500件ぐらいあるそうです。先ほど総務課長が言ったように、玖珠町はなかったというのは本当に安心なんですけれどもね。安心なんです。しかし、あるかもしれないわけですが、これは。そこ辺の……

○議長（石井龍文君） 残り4分になります。

○11番（秦 時雄君） 万全の体制で、できるだけそういうことが起こらないような体制をつくってもらいたいんですけども、あと4分ありますので、まだ町長は答弁は何もしておりませんので、町長から何かあれば、どうぞ。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えします。

今、自転車の保険のことなんですけれども、中学校、高校生はそれぞれ学校から保険加入のお勧めというのはあるようですが、それもやはり個人負担のようでございますので、まず事故等を起こさないように啓発活動をするのが一番、安全教室をするのが一番だと思いますし、最近、スマートフォンを見ながらとかヘッドフォンつけながらというようなことで、重大事故も起きているようでございますから、そういったことのないように安全教室を行うのが一番と。

万が一のために、やはりそういうことは加入しておくのが一番だと思いますので、学校現場の実態とか、また大人の人たちがどうなのか、そういうのを、ちょっと総務課長が言いましたように調査検討をしてみたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長（石井龍文君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） 町長が答えましたので私のほうからも少し答えますと、くす星翔中学校は、開校するに当たって、新中学校開校推進室のほうで通学方法の手引というのをつくって保護者説明会をします。その中で、スクールバスに乗る方法、それから、交通ルールを遵守して必ず歩くときにも気をつけなさいと。特に自転車通学の場合は、4キロ未満が自転車通学ですので、学校に申請して、そしてうちが許可するという制度をとりまして、通学方法とか全部しました。

開校して数日間、警察当局のほうに来ていただいて、入口のところで来て指導してもらいました。2列で絶対通学しないなど、いろいろな方法で保護者も理解してくれて、そういう方法でしていますし、保険にも、強制じゃないけれども必ず入ることというようなことをしていますので、ほぼ100%近く入っておると思います。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） ちょうど時間になりました。

以上をもって一般質問を終わります。

○議 長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） すみません、先ほどの秦議員の質問にお答えいたします。

3歳6カ月健診で障がいの疑いが見つからず4歳半で見つかる方、見つかった児童はどれぐらいかという質問でございましたが、現在のところ、そこまでの集計はいたしておりません。ただ、3歳児健診のときの受給者でどれぐらいいたか等はわかりますので、そちらをちょっと述べたいと思います。3歳児健診審査で疑いがあると認められた児童は、受診者数97人中34名、35.1%、4歳半の場合は102人中41人、40.2%となっています。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は15時15分に再開いたします。

午後 2 時59分 休憩

△

午後 3 時15分 再開

○議 長（石井龍文君） 再開します。

次の質問者は、1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 議席番号 1 番横山弘康です。通告に従い質問をいたします。

本日最後の通告者であり、質問でありまして、皆さんお疲れのことと思いますが、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

最初の質問に入ります前に、けさ大変感動したお話がありました。その話を披瀝して、質問のほうに入らせていただきたいと思います。

住民の方と役場の前で会いましたときに、ある住民の方が飛んできて、横山さん、私はね、役場の職員さんを見直したよ。役場の仕事ではないことでありましたけれども、役場を訪ねたときに、関連する機関に連絡をとっていただき、事務手続の書類等を送っていただいた上に、そこに連絡していただいたおかげで無事に手続を終えることができた。さらに、本来制度では軽減ができるものについても見つけていただき、これはこういうのができますよということで親切に教えていただいたということで、私は役場の職員さんを見直しましたということでありました。

私は早速、そこの本人を訪ねたところ、いや、当たり前のことをしてだけですということでありましたし、課長にもそのことを話しましたところ、いや、当たり前のことですというような返事が来まして、大変感動したところであります。

それでは、最初の質問に入らせていただきたいと思います。

最初の質問は、携帯電話が通じない地域、いわゆる携帯電話不通地域の解消についてお伺いいたします。

一口に携帯電話といいますが、ガラケーと言われるものやスマートフォン、またはネット等を中心にしたタブレットなど、いろんな通信・通話媒体がありますが、今回の質問の中では、まとめて携帯電話とさせていただきます。

今や携帯電話は通話機能のみでなく、さまざまな情報を受発信する媒体として、さらに近年は、携帯電話を使った生活のセキュリティー媒体として利活用されています。加えて、災害時において電話線や電線が切断したときの有効な通信手段であり、現代社会において携帯電話はなくてはならないものとなっています。しかし、町内には、この恩恵を受けることができない携帯電話の不通地域がありますが、現在、町として把握している不通地域、不通集落はどこなのかをお伺いいたします。

○議 長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 当町が把握しております不通地域ということでございますが、ドコモ、K

DDI、ソフトバンク、いわゆる携帯大手3社とされている携帯電話事業会社では、不感地域という言い方をしているようでございます。この大手3社のいずれの携帯電話会社の電波が入らないという地区といたしましては、町内に3カ所、大字古後の野平地区、それから大字太田の鳥屋地区、もう一カ所、大字太田、坂ノ上地区の3カ所であるということを確認しております。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 回答いただいた集落以外にも、リピーターなどをつけないと電波が入りづらい地域や、特定の会社が集落をカバーしているけれども、エリアの連続性がなく、その周辺は他の会社のエリアということから、2つの事業者の携帯電話を持たないといけないようなところもあるということをお存じでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 電波の性質上、山陰やエリアの外の境となっております地区などでは電波が入りづらい、また、増幅器を使用しないと利用できない場所があるということは把握ができております。

また、一部の携帯電話事業者では利用できますが、エリアがつながっていないため活用がままならない地区、議員さんがおっしゃられましたエリアの連続性の問題は、エリアの整備の方針が携帯電話事業者ごとに異なるために起こってしまっている問題というふうに一般的には考えられております。

また、こちらも特に周辺部を中心に、町内では数多くの場所があるのではないかとというふうには認識をしております。ただし、これら地区の詳細な調査につきましては実施ができておりませんので、どの地区でそういう事態が起こっているのかということについては把握ができておりません。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 私が把握している段階では何カ所かの地域がありますが、私も町内全域の状況がわかっているわけではありません。ただ、そういうところがあるということだけは御承知いただいて、これから調査等をしていただけたらと思います。

お答えいただいた中でも、特に不通地域、先ほど言いました不感地域の皆さんは、携帯電話の利用という現代社会における必要最低限の文化的生活を享受できないのみならず、携帯電話が使用できてもエリアの連続性がないことから、2事業者の携帯電話を持たないと便利が悪いという状態が長く続いていることから、言い方を変えれば、町から見捨てられたのではないかなという感があるのだと思います。また、携帯電話が使用できないことは、災害時や、その地域を通行中に事故等に遭った場合に、通信機能がないことから被害が大きくなるなどの弊害があることが懸念されます。

ちなみに古後地区で数年前に発生した山菜とりの方は、携帯電話を持っていたにもかかわらず、携帯が使用できないことから捜索が難航し、2日後に発見されるという例もあります。

いずれにいたしましても、早急な携帯電話不通地域の解消は町の重要な課題だと考えますが、このことについて町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えをいたします。

実を言いますと、私の自宅も電波が届かない家でありまして、私のところは、ちょっと日陰、山の陰になるものですから、家の中に電波を強くする増長器をつけて何とか対応しておりますが、基本的に個人のお宅は、電波が届くか届かないか、弱いなというところは、増長器をつける方法と、もう一つは、インターネットの契約をされている方は、そのインターネットのブースといいますか、機械からW i - F i で電波を飛ばせば、家の中は何か、茶の間とか居間とか、その辺は電波が拾えるんですが、いずれにしても電波が届かないところ、それからインターネットを契約していないエリアでは、もうエリアとして電波が届かないというところもたくさんございます。

先ほど総務課長より主に3カ所を上げましたけれども、個人のお宅のみならず、議員おっしゃったように、森林の中でいろんな土木工事とか、森林の中の作業とか、何が突発的に起こるかわかりませんし、行方不明の捜索、この前、大谷溪谷で捜索がありましたけれども、あれも携帯電話の電波が届いたから警察のほうでスムーズに居場所が確認できたというふうに聞いておりますので、個人のお宅のみならずゾーンとしてクリアできることは重要なことだと思っておりますし、今の時代、いろんな面での活用の方法もございますので、予算はかかるというのは承知しておりますし、後ほどまた、どの程度予算がかかるかは総務課長からお答えをするかと思いますが、そういったいろんな課題を解決しながら、補助事業等も活用できれば、そういうことも駆使しながら、なるべくそういう不通地域、不感地域を解消できるように、必要なことだと思いますので努力をしてまいりたいと思っております。

○議 長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 少し安心をしました。町長がそういう考えであれば、これからの事業の中に入れていただき、組み込んでいただけるのではないかなと思っております。

担当課長にお伺いいたします。

携帯電話について、今、予算のことが出ましたが、大体、総務省の補助等があるように聞いております。その中で、町の受益者負担等はどれぐらいになるのか、大まかで結構ですので、教えていただけたらありがたいなと思います。

○議 長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 携帯電話の改善につきましては、まず、事業実施につきましては、携帯電話事業会社のほうからやりますというような表明がない限りは、町で幾ら事業をやりますと言っても事業が進みません。

そういったことで、これまで不感地域を対象に事業実施につきまして携帯事業会社のほうに声かけをしていったところでございますが、これまで事業者のほうから前向きな回答というのが得られていなかったというような状況がございます。昨年度末に、申しわけないんですが、全部の地域ではございません、一部の地域について事業計画を表明するという事業者がございましたので、まず、そのところと協議を行っているという、そういう状況でございます。

全体的な事業としてどれぐらい見込んでいるかという御質問だろうと思いますので、平成27年度に行いました試算、あくまでも27年度でございますが、3カ所での整備をする総事業費が約1億8,000万円に上るということでございまして、総務省に補助メニューがございますので、補助事業として実施をした場合にも、国、それから県・町、それから事業者のほうにも費用負担が発生をするというような事業でございます。

ちなみに27年度の試算段階では、町も事業者も2,000万円前後ずつそれぞれ負担が見込まれるという試算ができていますところでございます。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 確かに6年ほど前、古後の自治委員会から解消に向けた要望書が提出されていると思いますが、そのときの試算は、今、課長が言ったとおりの1基6,000万というような形であったと思いますが、現在はその3分の1程度に下がっているというふうに聞いておりますし、その中の受益者負担分を町がどれだけ助成できるのかとかいうようなことを、また検討して早急な対応をしていただきたいと思います。

これからまた何年もかかるというようなことになれば、もう要望書を出してから6年もたっているということを聞いておりますし、それからまた数年ということになれば、その間、本当に住民の方は、何も対応してくれないんだなというようなことになりますので、ここは考えていただきたいと思います。

特に、先ほど言いましたように、携帯電話が使用できないことは、災害時や、その地域を通行中に事故等があった場合に、通信機能がないことで被害が大きくなるなど本当に大きな弊害が出てきますので、そういう部分を考えていただきたいと思いますし、もう一つは、まず、皆さんの中で携帯電話がない生活を想像してみてください。どういう状況なのかをもう一回見ていただいて、予算が何だからというようなことではなくて、本当にできる方法を考えながらするというのを考えないと、何も解決しないのではないかなと思います。先ほども申し上げましたが、地方行政、その地域の住民を見捨てたのではと疑いたくもなりますし、酷なことであります。どうか住民目線で物事を判断していただければとてもありがたいと思います。

いずれにいたしましても、同じ住民で、同じ文化的な恩恵を受けられないことを看過することはできませんので、早急に解消を計画し、具体的な取り組みを行うことができないかを、担当課長でも、町長、どちらでも結構です、お答えをしていただきたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） すみません、先ほど、私、不感地域3地域と申し上げましたが、その中で、大字太田の坂ノ上地区と申し上げましたが、大字山下でございましたので訂正させていただきます。

御質問の件でございますが、先ほども申し上げましたとおりに、まず、事業者のほうからそこに参加表明というか、事業実施の意向がないことには、この事業がなかなか進捗いたしません。議員が、先ほど少し安くなっているのではないかなというようなお話がございましたが、電波の増幅装置を使っ

た案ですとか、ダークファイバーと呼ばれますN T Tの保有いたします光ファイバー網の空き芯を借用することができれば、少し安い金額、総事業費で実現可能かという案も、現在のところいただいているところですが、あくまでも現在そういった案も考えられるという段階でございますので、はっきり総事業費が幾らということを今現在申し上げられないことにつきましては、御理解を賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、携帯電話不感地域の解消は地方行政だけで解決ができる問題ではないということでございまして、今後とも携帯電話事業者、それから住民の方の御協力をいただきまして、できる限り、可能な限り早期の解決に取り組んでいくつもりでございます。御理解をよろしくお願いいたします。

○議 長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 事業者への積極的な働きかけをお願いして、できれば本当に早いうちに解消してあげていただきたいと思います。

次に、空き家対策について伺います。

玖珠町空家等対策計画が本年3月に策定されていますが、その中で、参考数値として平成25年の住宅土地統計調査による本町の空き家は1,310戸で、総住宅数に占める空き家の割合、空き家率は18.4%という数字が記載されています。

本年6月、野村総合研究所の試算によると、令和15年、2033年には全国の3軒に1軒が空き家になると言われています。3軒に1軒ということになれば、本町の住宅の約2,300戸、附属家を入れると相当数の家屋が空き家となることが見込まれます。適切に管理されていない空き家は、倒壊等のおそれ、安全性・防犯性の低下、環境衛生の悪化、景観上の問題等、さまざまな分野で地域の良い生活環境を脅かす要因となります。

他方、空き家の活用によっては地域活性化に大きく貢献できるとされており、空き家対策は大変重要な町の課題であると思われまます。

本年3月に玖珠町空家等対策計画が作成されてから半年となりますので、計画を実現するための具体的な施策が行われているのかを伺います。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 空き家対策についてお答えいたします。

議員さんの言われましたように、空き家対策につきましては、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されて、国においても本格的な取り組みを行っており、本町も本年3月に玖珠町空家等対策計画を策定したところであります。

本計画は、今年度より令和5年度までの5カ年の計画としており、5年後の目標値等を定めているところであります。計画を策定して半年となりますが、具体的な取り組みについてはこれからというところでございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） まだ具体的な状況にはないということですが、先ほども申しましたとおり、空き家対策は、人口減少や少子・高齢化の進展により、町にとって避けて通れない課題であると思います。そのために、まず第一にしてほしいのは、町の空き家総家屋数と、その中で売買や賃貸物件になり得る家屋がどの程度あるのか、倒壊のおそれがある家屋などがどの程度あるかなど、それらの数値を正確に把握することと、空き家の所有者が今後空き家をどのようにしたいのかの意向を把握することが重要だと思います。データベースづくりが必要だと思っております。

そこで、それらの数値や意向の把握を実施する予定があるのか、実施するとすればいつ行うのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 本町においても、高齢化や相続の問題などさまざまな要因により適切な管理が行われていない空き家が今後も増加していくことは確実であります。そういった空き家の実態把握につきましては、今後、地域や地区との連携などを基本に、まず、どのような方法で調査するのがいいのかも含めて、今後、検討して早急に実態把握に努めていきたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 取り組んでいただきたいんですが、私のほうからも、こういうふうな感じでしたらどうかと思っていることを、ちょっと述べさせていただきたいと思います。

空き家のデータベース作成が空き家対策の第一歩であると考えておりますが、把握に当たっては、地域に根差した役場職員の皆さんや地域を管轄する自治委員さん、また、いろんな不動産業者さんなどからの情報を初め、特別措置法では庁舎内での情報共有であれば固定資産税等からの協力も得られるようになっているのではないかと思います。早急に把握に向けた行動を起こすことを期待しております。

さて、空き家対策の一つである倒壊等のおそれのある空き家については、所有者へ解体等を含めた適切な管理をお願いすることが第一義ですが、平成26年の特別措置法により、問題のある空き家を特定空き家等と定義し、町が空き家への立入調査を行ったり、指導、勧告、命令、行政代執行の措置をとったりできるようになっていますし、本町でも特定空き家として定義できるようになっていると伺っていますが、実際に定義された空き家等があるのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 特定空き家等につきましては、本年度、特定空き家等の判断基準というものを作成することとしています。それからになりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 本年度からかかっていたかということですので、このことについて早急に対応することを望みます。

また、家屋の解体等を行った跡地、いわゆる空き地が発生するかと思います。解体と同じく空き

地の問題も、所有者との関係もありますが、今後、必要になってくるのではと思われます。

さて、空き家対策のもう一方の課題である空き家等の効率的な活用であります。これまで空き家バンク等を通じて活用を促してきたところですが、空き家バンクも現在数件しか登録されていないようです。しかし、空き家バンクの登録のメリットというのがたくさんあります。例えば農地法第3条の農地取得下限面積40アールに限らず、1アールからでも取得できることや、空き家バンクに登録しておる農地であれば取得できることや、リフォーム助成費もあります。定住準備期など、多いとか少ないとかよく言われますが、関係なく、そういうのがあるということを、情報発信を積極的に行うことも必要ではないかと考えます。

また、よく問題になる仏壇や神壇の処理についても、お寺の住職さんや神官さんなどに相談すれば適切に処理ができることなども啓発することが必要ではないかと思えます。さまざまな情報媒体を駆使して情報発信をするつもりはないかをお伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 空き家の活用につきましては、空き家バンクの登録となります。現在、紹介可能な物件数は4件となっております。本年度は既に3件の空き家バンクによる空き家の活用が行われたところであります。今後も空き家の増加が予想されますので、所有者等に空き家バンクへの登録を促していくとともに、今現在居住している方に対しても、先ほど議員さんが言われましたメリット等も含め、空き家バンク利活用の制度や、空き家などの発生予防、また適正管理に努めてもらうよう周知を図っていきたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） よろしく申し上げます。

さらに、空き家の活用については、町部や周辺地などという地域別や、町家づくりや農家づくりなどの家屋の構造や、附属家、農地などの附属物件、借り手や購入者、利用者などの希望などを加味した個別事例に対応しながらも、町として総体的な対応が必要ではないかと思えます。活用対応も、空き家バンク等に限らず、活用についてもっと積極的に対応するためには、空き家活用の先進地事例に倣うことも必要ではないかと思えます。

例えば高知県安芸市の消滅集落の空き家を利用した宿泊施設、古民家を改修し会員制農家民宿とした茨城県常陸太田市旧里美村、受け入れ地域に配慮し空き家農家の紹介をしている北海道芦別市など、いろんな先進地事例がありますので、参考にさせていただけたらと思います。等々の事例がたくさんありますので、それらの地域への職員研修や職員派遣等も積極的に実施し、ノウハウを蓄積しての早急な空き家対策が必要ではないかと思えます。

これからは、空き家対策に取り組む各自治体の姿勢が問われる時代に入っていると思います。役場各部署が連携し、玖珠町が空き家だらけになる未来を避けるためにも、使用に耐えない危険な空き家は解体し、まだ使用できるものは、使いたい人、利用したい人に仲介、あっせんをする、そんな空き家対策の仕組みづくりと実践を期待して、私の質問を終わります。

○議長（石井龍文君） 1 番横山弘康君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす10日も一般質問 2 日目となります。よろしくお願いします。

これにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後 3 時46分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和元年 9 月 9 日

玖 珠 町 議 会 議 長 石 井 龍 文

署 名 議 員 河 島 公 司

署 名 議 員 秦 時 雄